

Discussion Paper No. 06-1
Toyota Technological Institute

ジョン・ロックの私有財産論
——その批判的再構成の試み

浅野幸治

豊田工業大学

目次

序論	1
第1節 ロックの私有財産論の概要	1
第2節 ロックの私有財産論の主な問題点	7
第1章 問題点の解決の試み——その1	12
第1節 原初の共有および私的所有権	12
第2節 自己所有権	21
補論 私有財産成立以前の世界は無主の状態か共有の状態か	30
第2章 問題点の解決の試み——その2 私有財産成立の原則	34
第1節 一体化	34
第2節 功績	36
第3節 価値創造	40
第4節 効用	46
第5節 自由の拡張	50
第6節 結論	55
第3章 問題点の解決の試み——その3	59
第1節 私有財産成立の付帯条件	59
第2節 私有財産の範囲条件	78
結論	88
参考文献	91

序論

恐らく、現代で最も影響力があつて説得的な私有財産正当化論はロック流の私有財産論です。そこで私はここでは、ロック流の私有財産論の生みの親であるジョン・ロックその人にまで遡って、ロックの私有財産論について考えてみたいと思います。具体的にはロックの私有財産論を解釈し批判的に検討します。まず、そもそもロックの私有財産論とはいかなるものなのか、ロックは正確に何と言っているのか、を明らかにする必要があります。これが解釈です。同時に、正しく解釈された時にロックの議論が妥当するのか、どの程度にまで妥当するのか、どこでどう妥当しないのかも明らかにしたいと思います。これが批判的検討です。ロックの私有財産論の解釈と批判的検討を通して私なりの私有財産論を出すことができれば、望外の喜びです。

ロックの私有財産論は、私有財産の歴史的起源を説明するというよりは、私有財産の正当化を試みるものです。つまり、私有財産がいかにして正当でありうるかを説明しようとし、私有財産を説明するのに私有財産を前提したのでは説明になりませんので、ロックの理論は、私有財産がなかった状態からいかにして私有財産が生まれえたかを説明しようとし、したがって、ロックの私有財産論は、私有財産成立（ないしは発生）の根拠を説明するものです。

以下ではまず第1にロックの私有財産論の概要を紹介し、次に第2節でロックの私有財産論に見いだされる主な問題点を指摘します。その後で、第1章から第3章でそれら問題点のいくつかについて解決を試みます。そして最後に、第1章から第3章の議論を通して浮かび上がってくるロックの私有財産論をもう一度まとめて、全体の結論とします。

第1節 ロックの私有財産論の概要

ロックの私有財産論は2つの段階に分けて考えることができます。第1段階は私有財産成立の基礎理論であり、以下の3つの原則にまとめることができます。

1、私有財産成立の原則

人が労働を加えた物はその人の私有財産になる（27節4～7行）¹。

2、私有財産成立の付帯条件

「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」(27節12～13行)²。

3、私有財産の範囲条件

腐らせずに利用できる範囲内で(31節7～9行)。

この考え方は、人々が共有の山林に入って、果実、山菜、薪などを取ってきて私的に利用する場合を考えると、非常に説得的です。つまり、果実や山菜を採る、薪を拾い集めることなどが労働であり、この労働が費やされた物(果実、山菜、薪など)が労働を費やした人の物になるというわけです。このことの意味は、例えばAさんが蜜柑の木から蜜柑を採った場合、その蜜柑はAさんの物であり、他の人例えばBさんはその蜜柑に対して権利をもたないということです(27節9～12行)。私有財産成立の付帯条件は、例えばAさんがすべての蜜柑を独り占めして他の人の取り分まで侵害することを禁じたものと言えます。また私有財産の範囲条件は、資源を無駄にすること(不必要な私有)を禁じたものと言えます。例えばAさんが採ってきた蜜柑を食べずに腐らせてしまった場合、Aさんは自分の取り分を越えて蜜柑を採ったのであり(31節9～10行)、したがって他人の取り分を侵害したことになります(37節39～40行)。他の人がその蜜柑を有効に利用することができたにも拘わらず、Aさんがそれを妨げたからです。

このような理論の前提になっている考えとして、以下のような原則を指摘できます。

前提1、すべての物は人類の共有物であった(25節6～8行)。

¹ ロックの私有財産論は、主として『統治論』第2篇「市民政府論——市民政府の真の起源、範囲および目的について」の第5章「所有権について」の中に見ることができる。「市民政府論」には通しの節番号がふってあり、第5章「所有権について」は25節から51節までを占めている。したがってロックの「市民政府論」に言及する時には、題名と章名は省略して節を挙げ、またラスレット版では節毎に行番号が付いていて便利なので、ラスレット版での行番号も挙げることにする。

² 27節12行の「enough, and as good」を宮川は「十分に、そして同じようにたっぷり」と訳し、森村も「十分に」と「同じようにたっぷりと」が「別々の条件を意味していると考えべきではなく、まとめて「同じように十分に」という意味で用いられていると考えべきだろう」と述べている(森村1997:143)。しかし、「enough, and as good」は鵜飼が「十分なだけが、また同じようによいものが」と訳しているように、量と質とを述べたもので、「(同じ種類の物が)十分な分量、しかも同じ程度の質の物が残されている」という意味だと思う。すぐ後で挙げる蜜柑の例で言えば、虫食いのない蜜柑をすべて採ってしまった人が虫食い蜜柑ばかりを十分な分量だけ他の人にも残しておいた場合、やはりこの付帯条件を破っていると考えられるからである。

前提2、人間には生存する権利があり、そのために必要な物を消費する権利がある（25節2～4行）。

前提3、自分の身体は自分のものであり、したがって自分の労働も自分のものである（27節2～4行）。

前提1は、すべての物に対してすべての人が等し並に権利をもっていて、誰一人として排除されないということをいいます。ところが、私有財産とは他人による利用を排除することに他なりませんから、どのようにして人類の共有物が私有財産に転化するのかという疑問が生じます（25節9～10行）³。この疑問に答えるものとしてロックの私有財産論は構想されています（25節16～18行）。前提2が述べる生存権は、ロックによれば人間の自然権、つまり国家の成立以前にも存在する人間の権利です⁴。また人間は食べ物を食べないでは生きていけませんから、生きていくために食べ物を食べることも自然権に属します。ところが、食べ物を食べることは他人がその同じ食べ物を食べることを排除しますから、人間が生きていくための権利を有するということはある種の物を私有する権利をもつということになります。そして人間に特定の物を私有する権利があるとなれば、その物に対する権利を獲得する方法があるはず（26節10～12行）⁵。こうして前提2は前提1と組み合わさって、私有財産を正当化する論理の必要不可欠性を述べることとなります。これはロックの国家論にとって非常に重要です。なぜなら、ロックによれば、人間が国家を作る理由は人々の生命、自由、財産を守ることだからです（123節13～17行）。言い換えれば、私有財産とは国家によって承認され創造されるのではなく、国家に先立って存在し、逆に国家は人間の自然的な権利である「生命、自由、財産」を守るために存在するということです。これはロックおよびロック流の自由主義の根幹にある考え方です⁶。

³ 人が自分の私有財産に対してもつ権利（所有権）とは、ロックによれば、排他的な支配権である（26節7～8行）。

⁴ 6節6～10行、20～25行、7節2～4行、16節9～10行を参照。ロックが自然法は「人間の生命が出来るだけ維持されるべきこと」を命じると言う時（16節9～10行）、そこには生存が権利であるという意味と義務であるという意味と両方の意味が含まれている。

⁵ 人間が一般的な意味で食べ物を私的に利用する権利は生存権から導き出される。したがって正確に言えば、私有財産正当化の問題とは、特定の物が特定の人の私有財産になることはいかにして可能か、という問題である。

⁶ ロック流の自由主義政治哲学を主張する者の例として、ここではノージック、シモンズ、森

それでは、共有物がいかにして私有財産になりうるのか、この問いに対する鍵を提供してくれるのが前提3です。私有財産は無から生じるわけではなく、私有財産を発生させる元になるものがあります。それは人類の共有物ではないような物、即ち各人の身体です。前提3の前半は、自分の身体が自分のものであること——自己所有権——を主張しています。これもロックの私有財産論の根底にある考え方です。自分の身体が自分のものであるから、それを基礎にして他の物に対する私有財産権も可能になるわけです。言い換えると、ロックの私有財産論では、私有財産権は自己所有権の延長または拡張として理解されています。そして自己所有権と私有財産権を結び付けるのが、労働という観念です。前提3は全体として、自分の身体が自分のものであるから、自分の手足の働きである労働も自分のものであることを主張します。この考えを踏まえて私たちは、先に述べた私有財産成立の原則に戻ることができます。

そこで、自己所有権から私有財産成立までの論理の流れを整理すると以下のようになります。

- 1、自分の身体は自分のものである。
- 2、したがって、自分の身体の労働も自分のものである。
- 3、人が何かに自分の労働を加えた時、自分のものを加えたのである。
- 4、人が自分のものを何かに加えた時、その対象も自分のものになる⁷。

このように論理的に分析すると、私有財産成立の原則はかえって分かり難くなったように感じられるかもしれません。しかし、この原則の問題点は後で考察することにして、今はこの原則が非常に説得的なものであることを忘れてはなりません。というのは私有財産成立の原則は、簡単に言うと「自分の労働が自分のものだから、自分の労働の成果も自分のものである」というごく自然な考えを表しているからです。

ロックは以上のような議論を「市民政府論」の25節から31節で展開し、続く32節ではこの議論が植物や動物に対してと同様に土地に対しても当てはまると主張します（32節1～4行）⁸。植物や動物の場合には採取したり捕獲することが労働であるように、土

村の三人を挙げておこう。ただしノージック（正確を期せば『アナキー・国家・ユートピア』におけるノージック）の主張は自由至上主義（Libertarianism）と呼ばれる極端な自由主義である。

⁷ 同様な分析は下川にも見られる（1989：3～4、2000：120）。

⁸ ロックは人間社会の基本的なあり方を採集・狩猟の段階、農耕の段階、商業の段階という3

地の場合には例えば開墾することが労働です（32節5行）。土地私有の議論は動植物私有の議論と基本的に同じなので、ここではロックの文章を引用しておくに留めます。

人が耕して植物を植え、改良し中耕した土地は、土地からの収穫物を利用できる範囲内で、その人の財産である。（32節4～6行）

次に私たちは、私有財産成立の付帯条件と私有財産の範囲条件についてロックがどう考えていたかをもう少し詳しく見ておきましょう。ロックは私有財産成立の付帯条件と私有財産の範囲条件とが満たされる限り、私有財産は円満に成立すると考えます（31節16～18行）。その理由は次の通りです。

- 1、自然資源が豊富であること（31節12行）。
- 2、人間の数が少ないこと（31節13行）。
- 3、一人の労働が及びうる範囲に限界があること（31節13～14行）。
- 4、一人が利用できる範囲に限界があること（31節16行）。

例えば土地の広さについてロックは、「世界の2倍の人口にとっても十分なだけある」と述べています（36節36～37行）⁹。一人の人間にとってどれだけが十分かは、労働の限界と利用の限界によって定められます。その結果、各人の財産はごく僅かな程度に限られるとロックは考えます（36節9～10行）。つまり、労働量に限界があるので、労働によって成立する私有財産にも限界があり、利用できる範囲に限界があるので、私有財産の範囲がさらに限定され、一人が所有できる私有財産は非常に限られたものになります¹⁰。それに加えて、人間の数が少なく自然資源が豊富ですから、私有財産成立の付帯条件——「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」——が満たされます。この点についてロックは次のように書いています。

つの段階に分けて考えているようである。というのはロックは25節から31節では植物・動物の私有について、32節から45節では土地の私有について論じ、46節から50節では貨幣導入後の私有財産のあり方について論じているからである。森村1997：38を参照。

⁹ もちろんこれは、ロックが生きた17世紀の話である。

¹⁰ 労働によって正当化される私有財産の範囲と人が利用できる私有財産の範囲とは合致することもロックは書いている（51節6行）。利用しない物を蓄えても意味はないので、人は必要以上には労働しないだろうからである（46節16～17行、51節7～8行）。

他人が利用できる土地を十分に残しておく人は、何も取らないのと等しい。

(33節 5～7行)

そして傍証として、川の水を飲む場合も大地の一部を私有する場合も何ら変わらないと述べています(33節 9～11行)。十分な自然資源がある所では、一人が利用したからといって他の人の分が減るわけではないからです。

このようにして、労働によって成立する私有財産は私有財産の範囲条件が守られる限り、私有財産成立の付帯条件を犯すことがなく、道徳的に正当化されることになります。以上がロックの私有財産論の第1段階、私有財産成立の基礎理論です。

以上のような理論は非常に分かりやすく説得的であるという長所にも拘わらず、些か楽天的であり、現代の私有財産を説明するには不十分であると思われます。ロックの基礎理論によれば、一人当たりの私有財産は労働の限界と利用の限界によってごく僅かなものに限られます。したがって、その僅かな量を越える分については、ロックの基礎理論は私有財産を正当化するというよりも否定する働きをします。しかしそれでは、私有財産の始まりは説明できても、現代における多くの私有財産を正当化することはできないでしょう。一人の人間が労働によって獲得し利用できる範囲を越えていると思われる私有財産が沢山存在するからです。

そこで次に登場するのが、ロックの私有財産論の第2段階、即ち貨幣の導入です。貨幣とは、金、銀、ダイヤモンドのように、腐らせずに保存でき、人々が暗黙の同意によって価値を認め、他の物と交換してくれるような物です(46節 5～6行、47節)¹¹。では、このような貨幣の導入によって私有財産のあり方はどう変わるのでしょうか。まず私有財産の範囲条件が克服されます(マクファーソン：232、236)。腐りうるような物はすべて貨幣と交換することによって腐らない形に変えることができ、そうすれば、私有財産の範囲条件を破らないで済むからです。この点に関してロックは、正当な所有権の逸脱とは財産の大きさにあるのではなく、物を利用せずに腐敗させることにありと主張します(46節27～30行)。言い換えると、腐らせさえしなければ何をしてもよいというわけです。実際ロックは「財産を誰かに譲渡した場合も、やはり利用したのだ」と

¹¹ 何かが貨幣として認められるための自然的条件としては希少性も挙げられる(48節15行)。

言っていますし、財産を何か他の物と交換することも財産利用の1形態と考えているように思われます(46節17~24行)。こうして貨幣を介して財産の保存・拡大が可能になります(48節2~3行)。その結果、財産の不平等が生じます(50節11~14行)。というのは人の勤勉さには違いがあり、人が労働によって獲得する私有財産の大きさにも違いがありますが、その違いが貨幣を介して段々と蓄積されていくからです。人々は貨幣の使用に暗黙の内に同意した時、財産の不平等が生じることにも暗黙の内に同意した、とロックは考えます(50節4~10行)。そしてこのような暗黙の同意による不平等な財産所有は、人々が国家を設立する以前の事柄です(50節11~14行)¹²。

第2節 ロックの私有財産論の主な問題点

さて、以上がロックの私有財産論の概要です。ロックの理論は既に見てきたようにいくつかの構成要素(原則や前提など)から成っていますが、それら構成要素のほとんどすべてについて疑義を呈することができます¹³。この節では、そういった疑問点を順番に簡単に述べていきます。これは単なる問題提起であり、提起された問題にロックがどう答えることができるかの考察は第1章から第3章で行います。

まず第1に私有財産成立の原則ですが、よく考えてみれば、何故労働を加えることが私有財産を得ることになるのでしょうか。労働したからといって無駄骨をおることはよくあることでしょう。したがって労働を加えたからといって必ずしも私有財産が生まれるとは限りません。では一体、労働を加えるとはどういう意味なのでしょう¹⁴。確かにロックは、「労働を加えること」が「自分のものを加える」ことだと一応の説明をしています。しかし、ノージックが鮮やかに示したように、自分のものであるトマトジュースを海に加えたからといって海が自分のものになるわけではなく、むしろ自分のトマトジュースを失うだけでしょう(ノージック:293~294)。とすれば、自分のもの

¹² 貨幣の使用に対する暗黙の同意は、国家を設立するための契約とは全く別である。国家の成立以前にも崩壊以後にも自然法に支配された最低限の人間社会が成り立っているという考え(6節)が、ロックの政治哲学に特徴的な点であり、自然状態が「万人の万人に対する闘い」であるというホブズの見方(「リヴァイアサン」第13章)との大きな違いである。

¹³ 「構成要素の1つ1つについて」と言いたいところだが、前提2——人間の生存する権利とそのために必要な物を消費する権利——だけはそのまま受け入れてよいと思う。

¹⁴ 日本語の「(労働を)加える」という動詞に当たるロックの英語表現は、"mix"、"join"、"annex"、"add"、"bestow" などである(27節6行、12行、28節9行、30節12行など)。

を加えたから自分のものになるというのも奇妙な説だと言わざるをえません。では、労働を加えるとはいかなる意味であり、何故それが私有財産を生み出すことになるのでしょうか。

さらに私有財産成立の原則についてはもう1つ疑問があります。この原則は、なるほど人間が一人で働く場合には、私有財産の成立を説明するかもしれません。しかし何人かが共同で働く場合、生まれた財産に対してそれぞれの人がどういう権利（私有財産権）をもつのかということは述べられていません。この点についてロックはどう考えるのでしょうか。

次に私有財産成立の付帯条件です。ロックの私有財産の基礎理論では、確かにこの付帯条件が有効に働いていて、すべての人の私有財産が円満に成立するように思われました。しかし貨幣が導入された段階では、この私有財産成立の付帯条件は何処に行ってしまったのでしょうか。貨幣の使用によって私有財産の範囲条件が克服され私有財産の保存・拡大が可能になれば、すべての人に土地その他の物が十分に残されるという保証はないでしょう。とすれば、私有財産成立の付帯条件は依然として、大きな私有財産を否定することになり、したがってロックの私有財産論は私有財産の正当化に実質的に失敗することになります。

次には私有財産の範囲条件ですが、この条件もロックの私有財産論の第1段階と第2段階とで奇妙な変容をしているように思われます。第1段階つまり基礎理論では、「腐らせないで利用する」という条件の内、「利用する」というほうに重点が置かれていたように思われます。例えば31節8行目でロックは「腐る前に生活の便宜のために利用できる限り」と書いています¹⁵。この表現は、財産を単に腐らせないだけではなく生活の便宜のために利用しなければならないということを示唆します。ところが第2段階に入った46節ではロックは、譲渡や交換も財産の利用の仕方として通用させ、私有財産の超過は「財産を無益に腐敗させること」にあると主張します。ここで財産を腐敗させない方法として考えられているのは、金、銀、ダイヤモンドなどと交換して保存することです。しかし、保存することと利用することは別だと思われます。それでは私有財産の範囲条件の真意は、財産を利用しなければならないということでしょうか、それとも腐

¹⁵ また31節16行、36節34～35行では利用のほうだけが挙げられ、不腐敗のほうは述べられない。51節6～12行でも同じ。

らせてはならないということでしょうか。また腐らせないと正確に言うてどういうことであり、利用するとはどういうことでしょうか¹⁶。

次は、すべての物は人類の共有物であったという前提です。すべての物が人類の共有物であったとはどういう意味でしょうか¹⁷。もし人類の共有物であったのであれば、共有物の一部を私有化するためには人類の同意が必要ではないでしょうか。しかし、もし反対に人類の共有物でなかったのであれば、土地その他の物を何故人間が私有する権利をもつのでしょうか。そもそも私的所有権（私有財産権）とは何を意味するのでしょうか。

次に、人間の生存する権利およびそのために必要な物を消費する権利は——私としても受け入れることができると思いますので——飛ばして、自己所有権についてです。自分の身体が自分のものであるというのは本当でしょうか。例えば私たちは自分勝手に自殺する権利があるのでしょうか。特に子供がいた場合には、子供は親に対して養育してもらい権利をもっており、その限り親の身体の使用の仕方（自由）に制限が入るのではないのでしょうか。簡単に言えば、子供を扶養する義務があるということです。もしそうであれば、そのような扶養義務は子供だけではなく自分の親、兄弟姉妹、親戚、友人とどこまで広がっていくのでしょうか。またそのような義務が1等親などごく狭い範囲に限られるとしても、私たちは無人島で自然発生したわけではなく社会の中で育ってきたことを考えれば、社会に対する何らかの義務があるのではないのでしょうか。つまり自己所有権に何らかの最低限の制約があるのではないのでしょうか。もしそうだとすれば、私たちの労働にも、したがってまた私有財産にも何らかの制約があるということになるでしょう。

¹⁶ ちなみに日本語の「腐る」に当たるロックの英語表現は、"spoil", "perish" などである（31節8行、46節30行など）。

¹⁷ これもちなみに「人類の共有物である」に当たるロックの英語表現は、"is given to Men", "belong to Mankind in common" などである（26節3～4行、6行など）。なおロックの政治哲学には神学的（宗教的）側面もあって、それをどう評価するかは意見の分かれる所である。例えばロックは自然資源が人類の共有物であることを「神が人類に与えた」というふうに表現する。私は、ロックの政治哲学の基盤としてキリスト教信仰が重要であったろうとは推測するが、キリスト教信仰を差し引いてもロックの私有財産論は十分に理解できると考える。したがって、本論考でも宗教的議論は極力排除し、ロックの議論を理性による議論として検討する。

ロックの私有財産論にはさらに前提が2つと主張が2つありました。前提は（1）自然資源が豊富であることと（2）人間の数が少ないことであり、主張は（3）一人の労働が及びうる範囲に限界があることと（4）一人が利用できる範囲に限界があることでした。しかし第1に、いくら自然資源が豊富であるとはいえ、地球上の資源が有限であることは言うまでもありません。第2に、たとえ17世紀に地球の人口が少なかったとしても、それ以来人間の数が増えています¹⁸。したがって、たとえ一人当たりの私有財産が限られたものであっても、全体として私有財産成立の付帯条件が満たされない可能性は十分にあります。確かに一人目の人が利用できるだけの財産を労働によって獲得しても、二人目の人には同様の物がまだ十分なだけ残されているでしょう。しかし、他のすべての人にも十分なだけ残されるとは限りません。さらに言えば、もし仮に地球の自然資源（例えば石油）が現在生きている人間に十分に行き渡るとしても、将来の人間（例えば100年後の人類）にも残されているという保証はありません¹⁹。

また労働が及ぶ範囲とは何であり、どのようにして決めるのでしょうか。例えば土地を囲い込んだ場合、囲い込まれた土地のすべてが私有地になるのでしょうか、それとも立てられた柵のすぐ下の帯状の土地だけが私有地になるのでしょうか。土地を耕して畝を作った場合、畝と畝の間の部分は私有地になるのでしょうか。耕した土地の深さ何メートルまでが私有地になるのでしょうか。さらに、労働が及びうる範囲に限界があるというのは本当でしょうか。例えばロックは28節21～24行で、「私の召使いが刈った芝生は私の財産になる」と述べています。この主張は私の召使いの労働が私の労働であるという主張を含んでいます（28節24～25行）。しかし果たしてそうでしょうか。私の兄弟の労働は私の兄弟の労働であって、私の労働ではないでしょう。では、私の兄弟の場合と私の召使いの場合とで何処が違うのでしょうか。ここで姿を現してきているのは、賃労働という考え方です²⁰。つまり私の兄弟の労働力は私の兄弟のものであるが、私の召使いの労働力は私が買ったものであるということです。だから、私の召使いの労働は私のものであり、私の召使いの労働が加えられた物も私の財産になります。しかし、も

¹⁸ 世界の人口は17世紀には5億人程度だったと推測されているが、1999年には60億人を越えた（国立社会保障・人口問題研究所：14 および国連人口基金：1）。

¹⁹ これは世代間倫理の問題である。加藤1991（1章、3章、10章など）を参照。

²⁰ ロックが奴隷と区別して召使いと呼ぶのは、自由な人間で、賃金と交換に一定時間または期間の自分の労働または労働力を売る者のことである（85節2～8行）。

しそのように人の労働力を買うことが可能であれば、一人の労働が及びうる範囲に限界はなくなります。とすれば、「一人の労働が及びうる範囲には限界がある」という主張は成り立たず、大きな私有財産を獲得することが可能になります。そして先に述べたのと同じことですが、ここでも「他人にも十分に残されている限り」という私有財産成立の付帯条件が満たされなくなるでしょう。

最後に、一人が利用できる範囲に限界があるという主張はどうでしょうか。この主張が正当か否かは、既に述べたように、「利用する」とはどういうことかに依ります。

「利用する」が単に腐敗させないということであれば、一人が利用できる私有財産の範囲に限界はないでしょう。しかしまた、「利用する」ことが単に腐敗させないということ以上のことを意味する場合には、「利用できる範囲」が時間的にどの程度に広がるのかという点が問題になります。言うまでもなく、「利用できる範囲」とは現実に利用している範囲だけでなく、今は利用していないけれども利用しようと思えば利用できる範囲も含みます。例えば、夜に寝るための家は夜に寝ている時にだけ自分の家であるわけではなく、昼に外出している時にも自分の家です。では、50年に1度だけ寝る家は依然として自分の家でしょうか。また、現実には利用することが1度もないが利用しようと思えば利用できるような物は、ロックの私有財産の範囲条件を満たすのでしょうか。

第1章 問題点の解決の試み——その1

第1節 原初の共有および私的所有権

以上色々と疑問点を挙げてきましたが、この節では初めにそれらの問題点を整理します。序論第2節で挙げられた問題点をもう1度簡単に列挙すると、以下のようになります。

- 1、私有財産成立の原則については、なぜ労働が私有財産を成立させることになるのか。労働とは何か。
- 2、共同で働いた場合、生まれた財産はいかに所有されるのか。
- 3、私有財産成立の付帯条件は守られているのか。
- 4、貨幣が導入された段階で、私有財産の範囲条件は守られるのか。利用するとはいかなることか。
- 5、すべての物が人類の共有物であったとはいかなる意味であり、私的所有権とは何を意味するのか。
- 6、自己所有権は正当か。
- 7、地球上の自然資源が有限であり人口が増加していることを考えると、私有財産成立の付帯条件は本当に守られるのか。
- 8、労働が及びうる範囲とはどれだけの広がりなのか。労働力を買うことは可能か。
- 9、一人が利用できる範囲とはどれだけの広がりなのか。

これら9つの問題点の内、1と3と4はロックの私有財産論の言わば本体に関わる重要な問いです。それに比べると2は副次的な問いで、ロックの私有財産論とは別に考察することも可能です²¹。言い換えると、2の問いは括弧に入れておいてロックの私有財産論を考えることも可能だということです。5と6はロックの私有財産論の前提に関わるので、その限り5と6に対する答えはロックの私有財産論に影響を及ぼします。7は3の問いと同じことだと言えます。8の中に出てきた賃労働の問題は、労働者と雇用者との労働契約を両者の共働関係と見ることができるので、2の中に入れて考えることが

²¹ 実は2は配分的正義に関わる重要な問題であるが、ロックの私有財産論にとっては副次的なものである。共同で働いた場合の配分的正義の問題はロックの私有財産論の主題ではないからである。

できます。ということは、賃労働の問題もロックの私有財産論にとっては副次的な問題だということです。賃労働の問題を除くと、8は1の「労働とは何か」に対する答えによって、9は4の「利用するとはいかなることか」に対する答えによって決まると思われます。また8と9が重要になるのは主に3との関係においてです。ですから、8と9は1と3と4の問いに含めて考えることができます。そうすると、9つあった問題点の内、ロックの私有財産論にとって決定的に重要なのは1と3と4、それから5と6の問題点です。以下では、より簡単と思われる5と6の問題点を最初に検討し、後の第2章と第3章でより困難な1と3と4の問題点を検討します。

それではまず、5の問題点——すべての物が人類の共有物であったとはいかなる意味か、また私的所有権とは何か——について検討します。共有状態にはしばしば消極的共有と積極的共有が区別されます。消極的共有とは誰でもが勝手に利用できる状態であり、ある人による利用の仕方を制限するような別の人の財産権が存在しない状態です (Pufendorf: 532, 537)²²。それに対して積極的共有とは、人々が共同で財産権をもつ状態です。積極的共有はさらに細かく3種類に分けられることもあります (Simmons 1992: 238)。第1は、単一の物を全員が共同で所有する状態で、共同所有と呼ぶことができます。例えば、ある会社を二人の人が共同で所有しているような場合です。第2は、各人が全体に対して利用権をもつ状態で、共同利用権 (の状態) と呼ぶことができます²³。第3は、各人が部分的所有権をもつ状態で、部分的所有権 (の状態) と呼ぶことができます。これは、株式会社を株主が (または組合員が組合を) 所有する仕方を考えればよいと思います²⁴。このように一言で共有と言ってもいくつかの意味を区別することが可能で、ロックがどの意味で共有と言っているのかが解釈上の問題となります。

そこで次に、ロックが実際に共有状態に言及している箇所が2つありますので、それ

²² プーフェンドルフの参照箇所を本文の括弧内ではオックスフォード版の頁数で示したが、別の版を利用する読者のために巻数と章節を言うと、第4巻第4章第2節および第5節である。

²³ 共同利用権は必ずしも共同所有と矛盾するわけではないが、共同所有者が共同利用権をもたないことは十分に可能である——例えばフィットネスクラブの共同所有者がフィットネスクラブの会員でない場合。また共同利用権者が共同所有者でないことも十分にありえる——例えば私たちが文部科学省の大学共同利用機関を利用する場合である。

²⁴ これは分譲集合住宅の所有形態とは異なる。分譲集合住宅の場合、各人の持ち分が既に具体的に分割されているが、ここで言う部分的所有権とは未分割の物に対して各人が請求できる取り分の権利である。

らを見てみましょう。1つは28節16～21行で次の通りです。

契約による共有地の場合、人が何かを採取または捕獲して自然の状態から取りだした時にその物に対する私有財産権が発生するし、そうでなければ共有地は何の役にも立たない。そして共有物の私有化は、共有権者全員による同意の表明を待つ必要はない²⁵。

もう1つは35節1～12行で以下の通りです。

英国のように貨幣・商業、政府、多くの人口がある国の場合、共有地は共有権者全員の同意なしには私有化できない。共有地は契約によって共有とされており、契約を犯してはならないからである。そしてその共有地は確かにいく人かの人間にとっては共有であるけれども人類にとっては共有でなく、国または教区の共有財産であるに過ぎない。さらに、もし誰かが共有地の一部（a）でも私有化したら、残った共有地（b）は他の人にとって元の共有地（a + b）ほどよいものではないだろう——元々共有地の全体を利用できたのである。しかし、世界という大共有地に初めて人間が住むようになった頃には、事情は全く異なっていた。

恐らく、これらの箇所ですべて述べられる契約による共有が上で述べた積極的共有に当たるとでしょう。ただし28節と35節には大きな違いがあつて、28節では共有権者全員の同意を待たずして私有化できるということが述べられるのに対して35節では共有権者全員の同意なしには私有化できないことが述べられています。これは恐らく、28節が共有地に育つ動植物を対象としているのに対し35節では共有地そのものの私有化が問題になっているからだと考えられます。そこでこれらの共有のあり方をさらに詳しく分類すれば、35節の共有が上で述べた共同所有に当たり、28節の共有は共同利用権（の状態）に近いでしょう²⁶。

²⁵ これは拙訳であるが、分かりやすくするためかなり自由に訳してある。次の35節からの引用も同じ。

²⁶ ただし正確に言うと、28節の共有は単に利用できるだけでなく私有化できる状態なので共同私有化権とでも言ったほうが適切かもしれない。しかし、消極的共有ではない。何故なら、共有権者でない人が共有物を利用しようとした時、共有権者は誰でも自分たちの排他的権利を主張できるからである。

では、ロックがすべての物が人類の共有物であったと言う時、それはいかなる意味での共有でしょうか。通常の解釈は、人類がすべての物を共有していた時の共有——これを原初の共有と呼ぶことにします——は消極的共有であると考えます²⁷。この解釈は主として次のような推論に基づいているように思われます (Cf. Buckle: 164-65, 183-87)。

- 1、もし原初の共有が積極的共有であったならば、共有物は全共有権者の明示的な同意なしには私有化できなかつたろう。
- 2、ところが、原初の共有状態の共有物は、全共有権者の明示的な同意なしに私有化できる。
- 3、したがって、原初の共有は積極的共有ではなくて消極的共有である。

つまり、ロックが意味する原初の共有は、共有物を全共有権者の明示的な同意なしに私有化できるようなものでなければならない、という考えです。また私有財産権との対比も通常の解釈を示唆します (Simmons 1992: 239)。ロックは原初の共有物を財産 (property) としては述べていませんし、むしろ財産権がなかった状態を原初の共有と呼んでいるように思われるからです (25節)。さらに、契約による共有との対比も通常の解釈を促すかもしれません。契約による共有が積極的共有であるのに対し、原初の共有は契約によらないので消極的共有であろうと考えられるからです。

確かに、もし原初の共有が消極的共有であれば、人々は自然資源に対して積極的権利をもたないので、私有財産の成立に万人の同意を必要としないでしょう。ですから、通常の解釈には、たとえ人々の同意が得られなくとも私有財産を自然権として主張できるという強みがあります。

しかし、この通常の解釈はいくつかの誤解に基づいています。第1に、25節でロックは確かに原初の共有物について「人類の財産」という言い方をしていますが、「人類に共通に与えられている」(25節8行)とか「人類に共通に属す」(26節6行)というロックの表現は実質的に「人類の財産」というのと同じことを意味します。またロックが「人類の財産」という言い方をしないのにも理由があります。ロックは25節で「財産 (property)」という言葉は私有財産という意味で使っているからです²⁸。ですから、

²⁷ 日本でも森村と下川が共にこの解釈をとっている (森村1997: 77, 81, 下川2000: 112~113)。

原初の共有状態に私有財産がなかったことは共同の財産権がなかったという意味にはならず、したがって通常の解釈を特に支持するものではありません。第2に、確かに35節では原初の共有が契約による共有と対比されているように思われます。つまり、契約による共有地は私有化するのに共有権者の同意が必要であるが、原初の共有は私有化に人々の同意を必要としない消極的共有である、というわけです。しかしながら、契約による共有だから私有化に共有権者の同意を必要とするというわけではありません。というのも28節ではやはり契約による共有が語られていますが、そこでは共有物の私有化に共有権者の同意は必要とされないからです。また私有化に共有権者の同意を必要としないからといって、その共有が消極的共有というわけでもありません。やはり28節では共有物の私有化に共有権者の同意を必要としませんが、そこで語られる共有は契約による積極的共有だからです。では35節の契約による共有地の場合、なぜ私有化に共有権者の同意を必要とするのでしょうか。この契約による共有と原初の共有とは何処が違うのでしょうか。違いは、この契約による共有の場合、資源が有限であって私有財産成立の付帯条件を満たすことができないという点にあります（35節8～11行）。したがって、35節での契約による共有との対比も、原初の共有が消極的共有であるという解釈を支持するものではありません。

第3に、例えば森村は消極的共有を「無主の状態（に近い）」と説明しています（1997：31、81、147）。消極的共有の説明として、恐らく森村の説明は正しいでしょう。しかしながら、問題は原初の共有がそのような消極的共有と解されるべきか否かです。ロックが挑戦した問題が何であったかを思い起こしてみましょう。それは、もしすべての物が人類の共有であったならば、いかにして私有財産が生じたのか、という問題です（25節6～10行）。このロックの問題を、原初の共有についての通常の解釈は解消してしまうように思われます。というのは、原初の状態が無主の状態であれば、いかにして私有財産が生じたのかということは問題にならないでしょう（cf. Tully 1993: 116）。仮に問題になったとしても、労働による私有財産の獲得というようなことを言わなくても、早い者勝ちの原則で十分に説明できるでしょう。私有財産の正当化が大き

²⁸ 確かにタリーが指摘するように『統治論』第1篇の24節などでは"Property"が共通の権利という意味で使われているが（Tully 1993: 110-11）、第2篇「市民政府論」では私的所有権という意味で使われるが通常の用法である（下川2000：73～74）。

な問題になるのは、原初の共有が私有化のために全共有権者の同意を要求するように思われるからです。つまり、すべての人がすべての物に対して財産権をもつように思われるからです。

第4に、もし原初の状態で誰も何の財産権ももたないのであれば、自然資源に対して誰が何をしようと、他人には権利の侵害を言い立てることができないでしょう。しかし、ロックの理論は違います。ロックの理論では、私有財産成立の付帯条件と私有財産の範囲条件が私有財産を制限しています。まず私有財産成立の付帯条件は、ある人が自然資源を私有化する時にそれと同じだけの自然資源を他の人にも残しておくことを要求しますが、この平等主義的な制限は何処から来るのでしょうか。自然法——つまり各人の生存権——から来ると考えられるかもしれません。しかし、生存権によって保証されるのは、生きていくために必要な最低限の自然資源に過ぎないでしょう。ですから、もしある人が生存に必要な自然資源以上の自然資源を私有化する時、その人と同じだけの自然資源が他の人にも残されていなければならないのは、何故でしょうか。それは自然資源に対してすべての人が等し並に権利をもっているからでしょう。また私有財産の範囲条件は、自然資源を無駄にすることを禁じています。例えば、もし仮にある人がある動物を無駄に殺した場合、他の人は誰でも「自分の財産権が侵害された」と言って抗議できます(37節35~39行)²⁹。それは他のすべての人も、殺された動物に対して何らかの共同の財産権をもっていたからでしょう³⁰。したがって、原初の共有は、財産権が誰にも属さないのではなくてすべての人に属する積極的共有と解されるべきです。

それでは、ロックが言う原初の共有は、先に区別した3種類の積極的共有——共同所有、共同利用権、部分的所有権——のどれに当たるのでしょうか。私は、これら3つの性格付けのすべてがロックの原初の共有について当てはまると考えます。まず、共同所有と共同利用権が両立しうることは明らかでしょう。実際、28節の契約による共有の場合

²⁹ 同様に、もし仮に一人の人がすべての自然資源を独占してしまったら、他の人は誰でも「生存権に基づいた自分の財産権が犯された」と言って抗議できるだろう。この種の議論については、Simmons 1992: 239を参照。

³⁰ ロック自身、対象を私有化する労働の意味について「労働によって、他人の共通の権利を排除する何かを対象に加えられる」(27節9~10行)と言う時、対象が私有化される前にはその対象に対して「他人の共通の権利」があったことを示唆している(30節3行も参照)。ただし、この共通の「権利」については財産権ではなく私有化する権利と解することも不可能ではない。

のように、所有権をもっている人は利用権ももっているのが通常でしょう。ですから、共同所有と共同利用とが区別しうるからといって、ロックの原初の共有がいずれか一方でなければならないというわけではなく、原初の共有は両方の性格を同時にもちえます。次に、ロックが原初の共有をどう捉えていたかをより良く理解するために、ロックが使う譬を見てみましょう。

共有物として与えられているものの一部を人が私有化するのに全共有権者の明示的な同意が必要であれば、子供（や召使い）たちは、父（や主人）がそれぞれに特定の部分を割り当てないで共同のものとして与えてくれた肉を切り取ることができなかつたらう。（29節1～5行）

この譬において、肉が子供たち全員の積極的共有物であることは明らかでしょう。父は子供たちの全員に漏れなく肉を与えることを意図していると考えられるからです。しかしながら、肉はどの部分がどの子供の分という具合に予め分割されているわけではありません。もし全員の子供が一同に会すれば、全員で話し合っって肉を分割することができますでしょう。では、そうすることができない場合、一人の子供が先に肉のところにやってきて他の子供たちが当分現れないとした場合、先に来た子供は他の子供がやって来るまでは、肉に手を付けることができないのでしょうか。そんなことをしていたら先に来た子供は飢え死にってしまう、とロックは考えます（28節14～16行）。したがって、他の子供が何処で何をしているのであろうと、先に来た子供は他の子供全員の明示的な同意を待たなくても自分の取り分を切り取ることができる、というのがロックの考えです。この考えを原初の共有に当てはめれば、原初の共有は部分的所有権の状態でもあったと考えられます。最早言うまでもないと思いますが、部分的所有権と共同所有とは排他的ではなく、両立できます。少なくとも対象が分割可能な場合には、共同所有が部分的所有権という形をとることは十分に可能でしょう。ですから、原初の共有についてロックが考える積極的共有は共同所有であり共同利用権（の状態）であり部分的所有権（の状態）でもあったと考えられます。

そうすると、ロックにとって私有財産正当化の問題とは、人類の積極的共有であったものがいかにして個人の私有財産に転化しえたのか、という問題です。この問題には、

困難な点が2つあります。1つは、原初の共有が積極的共有であることであり、もう1つは人類の明示的な同意がありえなかったことです³¹。この難点をロックはどう切り抜けることができるのでしょうか。もう1度、29節の肉の譬に戻ってみましょう。ロックは、最初に来た子供が他の子供たちがやってくるのを待たずに肉を切り取ることができると考えます。その場合に何が問題になるのでしょうか。肉を分割する原理、しかも他の子供にも納得のいくような合理的な分割の原理を編み出すことが課題になるでしょう。したがって私は、ロックの私有財産論の狙いも人類の積極的共有物を分割する原理、しかも誰でも同意できるような説得的で合理的な原理を考えだすことにあると考えます。このように考えてロックの議論を見返してみると、2つのことに気がきます。1つは人類の同意に関してロックが述べているのは主に「明示的な同意を必要としない」ということです(25節18~19行、28節20行、29節1~5行)。ですから、単に「同意」と言われている箇所も「明示的な同意」という意味に解することができます(28節12行、35節4行)。ということは、暗黙の同意は必ずしも排除されないということです。もう1つは、人類の同意を必要としないとロックが言う時、それは個々の私有化行為について言われているということです(28節11~16行)。ですから、個々の私有化行為が人類の同意を必要としないからといって、私有化の原則が人類の暗黙の同意を必要としないということにはなりません。むしろ、私有化の原則に人類の暗黙の同意が得られれば、個々の私有化の行為がいちいち人類の明示的な同意を待つ必要はないでしょう。ちょうど貨幣が人々の暗黙の合意によって導入されたように、私有財産も人類の暗黙の同意によって導入されたと考えることができます³²。この方法によって、人類の明示的な同意を待たなくても人類の積極的共有物を私有財産に変えることができます。したがって、私有財産の根拠に関して、基本的にロックは暗黙の同意説の立場にあると言えます。

次に、私的所有権とは何かについて簡単に整理しておきます。よく引用されるオノレの分析によれば、自由主義的な所有権概念には以下の11要素が含まれます(Honoré: 165-79)。

³¹ これは、オリブクローナが「ロックは一方において財産の契約説を避け、他方において共有財産の強奪を避けねばならなかった」と表現している点である(Olivecrona: 223; Ashcraft: 318)。

³² したがって、貨幣と同様に私有財産も、純粹に自然的でも純粹に社会的でもなく中間的な身分をもつ。

- 1、専有権：排他的に対象を物理的に支配する権利。
- 2、使用権：対象を自由に使用する権利。
- 3、管理権：対象の使われ方を決定する権利。
- 4、収益権：対象から果実や賃料や収益を得る権利³³。
- 5、資本権：対象を譲渡したり破壊する権利³⁴。
- 6、保障権：所有権が将来にわたって保障されていること³⁵。
- 7、相続可能性：所有権を相続人が引き継ぐことができること。
- 8、無期限性：所有権に時間的終わりが無いこと。
- 9、所有者責任：対象が人に危害を及ぼすのを防止する義務。
- 10、支払い責任：債務の強制執行に応じて、対象を手放す義務。
- 11、残基性 (Residuary Character)：賃借権などの物権が消滅すると、所有者の権利がその分だけ復活すること。

これら11要素がすべて揃っていれば完全な所有権ですが、必ずしもすべてが揃っていても所有権はありえます。また所有権を権利としてだけ考える場合には、9の所有者責任と10の支払い責任は所有権に含まれません (Honoré: 165-66)。ですから、ここでも9と10は除いて、他の9要素に考察を絞ります。

ロックが「私有財産」と言う時、上の9要素の内どれだけのものを考えているでしょうか。専有権と使用権と管理権と収益権を考えていることは、ロックの論述からほぼ明らかです³⁶。資本権には譲渡権と破壊する権利が含まれますが、ロックは譲渡権は認めているものの(46節17～27行)、破壊する権利は認めていません(31節11行)。保障権をロックが認めていることは明白です(138節12～14行、193節9行)——私有財産の保障こそが国家の目的だからです。相続可能性については、ロックが相続権を子供の自然権として語っていることから、ロックによって認められていると言えます(190

³³ 管理権と収益権は使用権の1種と見することもできる (Honoré: 168)。

³⁴ オノレは対象を消費する自由も資本権の中にも含めているが (Honoré: 170)、消費の自由は使用権の中にも含めたほうが分かりやすいだろう。

³⁵ 特に使用権と専有権と譲渡権と保障権とが所有権概念の中心とされる (Honoré: 166)。

³⁶ 専有権については26節6～7行、使用権については26節11行および『統治論』第1篇39節26～27行、管理権については6節2～3行、194節1～3行、収益権については32節4～6行を参照。Simmons 1992: 230-31も参照。

節) 37。無期限性については微妙です。ロックは私有財産権の期限については何も述べていないので、私有財産権について期限を設定していないと考えられます。また所有者が死亡した場合でも、その私有財産は親族によって相続され無期限的に継承されていきます。しかし他方で、私有財産の範囲条件が私有財産の期限を定めていると考えることもできます。対象を利用しなくなった時または利用できなくなった時には対象に対する私有財産権も失うと考えられるからです³⁸。最後に残基性はロックも認めていると推測されます。例えば賃労働者は一定時間自分の労働力を売った後には自分の労働力に対する権利を回復すると考えられるからです。そういうわけで、まとめると、ロックは私的所有権ということで専有権、使用权、管理権、収益権、譲渡権、保障権、残基性を認めています。相続可能性と無期限性については解釈の余地が残りますが、ここでは一応ロックの公式の立場としては相続可能性も無期限性も認めていると考えることにします。そうするとロックは、私たちが通常念頭に置いている自由主義的な所有権概念とほぼ同じ概念を共有していると言えます。ただし小さいながらも最大の違いは、ロックが財産を破壊する権利を認めないという点です。

第2節 自己所有権

それでは次に、自己所有権について検討します。まず自己所有権について述べるロックの言葉を引用しておきます。

すべての人間は自分自身の身体 (Person) に対する所有権をもっている。自分自身の身体に対しては自分以外の何人も何の権利ももたない。(27節 2～3行)

この主張については解釈上の主な問題点が2つあります。第1は、身体と訳してある "

³⁷ 『統治論』第1篇88節も参照。ただし相続権に関しては異論も多い。Simmonsはロックの解釈として相続権に非常に否定的な見解を述べているし(1992: 211)、森村と下川も相続権は自由主義政治哲学と調和しにくいとして、相続権に対して否定的である(森村1995: 201～203、下川2000: 203～204)。

³⁸ そうすると、所有者が死亡した時には私有財産権も無くなると考えられる。この故に、相続権がロック流の政治哲学にとって困難な問題となる。私有財産権は個人の権利だからである。相続権の問題の簡潔な議論としてはWaldron 1988: 241-51 を参照。

"Person" が果たして身体を意味するのかそれとも人格を意味するのかということです。第2は、「自己所有権 (Self-Ownership)」という呼び方が論理的に矛盾しているのではないかという点です。例えばウォールドロンは "Person" は人間 (Man) とも身体 (Body) とも異なると言います (Waldron 1988: 178)。確かにロックは『人間知性論』においては、人格 (Person) を人間 (Man) とも身体 (Body) とも異なる特殊な意味で使っています。『人間知性論』第2巻第27章での議論によれば、人間は動物の1種であり身体的存在であるのに対して (6～7節)、人格は意識的存在であり (7～8節) 行為の主体、賞罰の担い手でもあります (18, 26節)。しかし、この『人間知性論』における "Person" の「人格」としての用法が上で引用した『市民政府論』27節の文章に当てはまるとは考えられません。何故なら、下川が述べているように、上記引用の文章において "Person" は所有権の対象であって主体ではないからです (下川2000: 94～95)。上記引用の文章に直ぐ続けてロックは次のように言います。

自分の身体 (Body) の労働と自分の手の働きはまさしく自分のものであると
言ってよい³⁹。(27節3～4行)

"Person" を所有していることから直ちに身体の労働と手の働きも自分のものであることが帰結するのは、"Person" が人格ではなく身体を意味するからです⁴⁰。さらに44節2～3行でロックは次のように言います。

人間は自分自身の主人であり、自分自身の "Person" および "Person" の行為
や労働の所有者である。

この箇所を先の27節3～4行と較べると、先に「身体の労働」と言われていたものがここでは「"Person" の労働」と言われていることから、"Person" が身体を意味することが分かります。

³⁹ 「自分の身体の労働と自分の手の働き」の区別についてはアレント: 134～146の興味深い論考を参照。

⁴⁰ もちろん、"Person" と "Body" が同義だと言うのではない。"Body" のほうが意味が遥かに広く、敢えて言えば "Person" は "human Body" のことだと言えよう。"Person" のこのような用法はれっきとした法学用語で、何ら驚くに値しない (下川2000: 96～97を参照)。

この点は実は第2の問題点とも関わります。デイは、所有関係は非再帰的關係であるから「自己を所有する (owning oneself) 」というような表現は無意味であると主張します (Day: 216) 。再帰的關係とは「と等しい」のように自分自身との間にも成り立つような関係を言い、非再帰的關係とは「より大きい」のように自分自身との間に成り立ちえないような関係を言います。実際にもし所有関係が非再帰的であれば、「小泉純一郎は小泉純一郎を所有する」と言うことは無意味でしょう。とりわけ "Person" が身体ではなく人格を意味すると解する場合には、デイの批判は単に「自己所有権」という呼び名に関わるだけではなくロックの主張の内容に関わる深刻なものになります。というのは、"Person" が人格を意味する場合、自己所有権の主張は「すべての人間は自分自身の人格を所有する」となります。ところが、ここで「人間」が所有権の主体であることは前提されていますし、「人格」とは行為や権利の主体であり、当然所有権の主体でもありますから、「所有する」の主語と目的語が同じになってしまいます。つまり「所有権の主体が所有権の主体を所有する」または「人格が人格を所有する」という具合です。問題は「人格が人格を所有する」というようなことが可能かどうかです。もし可能でなければ、確かに自己所有権の主張は無意味でしょう。「所有する」という関係は一見したところ、外的関係と思われれます。つまりAがBを所有する場合、AとBは別の存在でなければならないと思われれます。例えば私が自転車や本を所有する場合、自転車や本は確かに私とは別の存在です。そして私と私の自転車の間に成り立っているのと同様な関係が私と私自身の間にも成り立つと考えることは困難です。

これに対してコーエンは、所有概念は再帰的に使われうると主張します (コーエン：300、Cohen: 211) 。つまり「AがAを所有する」と言うことに何の不都合もないというのです。これがどうしてかと言え、動かされうものについては、いつでも「誰が動かしているのか」と問うことが可能であり、Aが人間の場合「誰がAを動かしているのか」という問いに対しては「A自身だ」と答えることができるからです (コーエン：299、Cohen: 210) 。コーエンのこの主張は自己所有についての1つの解釈です。コーエンは所有権をもつばら支配権として捉え、自己所有とは自分のことを自分で決めることだと考えます。そして「Aが自分のこと (person and her powers) を自分で決める」と言うことに何の論理的矛盾もないのだから、自己所有という概念にも何ら問題は

ないというのです⁴¹。確かにこれは自己所有についての1つの解釈ですが、その場合、自己所有権は自己支配権または自己決定権と言ったほうが、あるいはむしろ自由権と言ったほうが適切でしょう (Cf. Waldron 1988: 181; and Simmons 1992: 261)。というのは、ここで言う「自分のこと (person and her powers)」とは決して自分の財産の処分の方を意味するものではありません⁴²。むしろ自分の意志の方を意味すると思われます。そうであれば、「自分のことを自分で決める」とは「自分の意志を自分で決める」という意味になります。その場合、自分の意志を決めるのも自分の意志ですから、「決める」の主体と対象が同じになります。しかし、「自分の意志が自分の意志を決める」というのは確かに表現は再帰的ですが、内容はむしろ自動詞的であり「自分の意志が自由である」ということに他なりません。

ですから、コーエンが述べるように、もしAが自分を所有しているのであれば、Aは自分を支配しており、自由であるのかもしれませんが。しかし、Aが自由だとしても、だからと言ってAが自分を所有しているということにはなりません。Aが自由に意志し自由に行為するとしても、そこに再帰的關係はありません。たとえ「自己決定権」というような再帰的表現が許されるとしても、そこに再帰的關係の実体はなく、「自己決定権」が意味するのは自由に意志し行為する権利に過ぎないからです。さらに、この自由権は所有権とは異なります。自由権は自分が自由である権利ですが、所有権は特定の何かに対する権利です。論理学の用語で言えば、「自由である」は1項述語であるのに対して、「所有する」は2項述語です⁴³。したがって、自己所有に関してコーエンに賛成することはできません。

「所有する」とは言わば自分と自分のものの間の関係です。自分とは自分のものの所有者であり、自分のものとは自分が所有する対象のことです。したがって、先に示唆し

⁴¹ 以下コーエンからの引用は、拙訳である。

⁴² 「自分のこと」がもし仮に自分の財産の処分の方を意味するのであれば、「自分のことを自分で決める」と言っても、それは「AがAを決める」という再帰的關係ではなく、自分と自分の財産の関係であろう。

⁴³ 他人をも視野に入れて言えば、自由権は自分と他人の間の2項関係を表すのに対して、所有権は自分と対象と他人との間の3項関係を表す。したがって、ロックが44節2～3行で「人間は自分自身の主人であり、自分自身の身体所有者であり」と言う時、「自分自身の主人」という表現と「自分自身の身体所有者」という表現は同じことを言い換えているのではなく、2つ別々のことを言っている。

ておいたように、自分と自分のものとは別であって、自分が自分のものであることは不可能だと思われます。しかし、もし "Person" が人格ではなく身体を意味する場合は、自己所有にまつわる難点を容易に回避できます。「人間が自分の身体を所有する」というのは「AがAを所有する」というのとは違うからです。

では「自己所有権」という表現が不適切かと言えば、決してそうではありません。というのは、自分のものが自分であるとは言いうるように思われるからです。自分のものであって、なおかつ自分でもあると言いうるようなものが少なくとも1つ存在します。それは自分の身体です。確かに自分の身体は自分とは別です。しかし、議論がこの世での政治に関する限りは、自分は自分の身体を離れては存在しえないのですから、自分の身体は自分にとってあってもなくてもよい外的対象では決してなく、自分と特別な仕方で結びついた独自の存在です。自分の身体がなかったら自分も存在しえないのですから、自分の身体はまさに自分自身であると言っても過言ではありません。したがって、「自分の身体を所有する権利」を「自己所有権」と表現することも不当ではありません。この世で自分の身体を失えば自分自身をも失うのです。

さて、ここまで自己所有権の解釈上の問題点について長々と論じてきましたが、次には自己所有権が正当かという問題——これが肝心の問題です——を検討しましょう。自分が自分の身体を所有しているのであれば、自分の身体を何とでもしてよいかと言えばそうではありません。ロックは自己所有権に対して2つの制限を設けています。第1は自殺の禁止であり（6節3～4行、23節8～9行、135節10～12行）、第2は奴隷制への反対です（23節4～7行）。奴隷とは、生命までもが他人の絶対的恣意的な権力に支配された者のことです⁴⁴。もちろん、世の中には悪い人がいて、自然法を犯して人を殺したり、人を奴隷のように扱ったりすることはあるでしょう。しかし、ロックが主張する点は、奴隷制が人間の自由な契約に基づいてはありえないという点です。何故かと言えば、人間はそもそも自分の生命を破壊する権力をもたない——即ち自殺の禁止——ので、自分もたない権力を他人に譲渡するということはありませんから（23節7～8行、135節9～10行）。自殺が禁止されるのは、人間の生命を破壊してはならな

⁴⁴ つまり奴隷は何の権利ももたない。この点で奴隷は苦役とは区別される。苦役は一定の契約関係であり、主人は僕を勝手に殺せない、負傷させてもいけない、契約期間終了後に僕を苦役から解放する等の義務を負う（24節12～16行）。

いからです（6節19～25行、135節10～12行）。人間の生命を破壊してならないのは、生物の生命を破壊してはならないからであり（6節3～4行）、生物の生命を破壊してならないのは、資源を無駄にしてはならないからと思われま（31節11行）⁴⁵。このあたりは、ロックの神学思想と密接に関連したところであり、人間も他の生物も含めて世界全体が本来的には神の作品であり神の所有物であるという考えに基づいています（6節13～14行を参照）。

ロック思想のこの宗教的側面をどれほど強調するかに応じて、様々な解釈が可能になります。宗教的側面を強調すれば、非常に保守的な解釈、例えば、神の作品として人間にはこの世で果たすべき一定の使命があるというような読み方ができます⁴⁶。しかしながら、ロックの神学思想——例えば、神が世界を創造したという考え——を共有しない人とも共通の地盤に立つという観点から、ここではむしろ神学思想をなるべく前提としない世俗的解釈をとりたいと思います。そうすると、資源を無駄にしてならないのは他人がもつ共同の財産権を侵害するからであり、他人の生命を破壊してならないのは他人の自己所有権を侵害するからと考えられます。しかし、自殺の禁止は正当化するのが非常に困難です。理性的な人間が自殺を望むことは考えられない、というような議論が考えられます。通常の場合は、確かにそうでしょう。しかし通常でない場合、例えば不治の病に冒され、死が目前であり、病による苦痛が耐え難く、且つ鎮痛の方法がないというような場合も考えられます⁴⁷。こういう尋常でない場合には、むしろ死を望まないほうが非合理的と思われま。ですから、ロック自身は自殺を禁止しているにも拘わらず、自己所有権という考え方は自殺を許容するように思われま。

しかし、奴隷制は依然として認められません。奴隷は自己所有権を否定されているので、奴隷制が自由な人間の間での契約関係ではありえないからです（24節3～6行）。というのも、契約関係は契約の主体と契約の主体の間でのみ成り立つものですが、自己所

⁴⁵ ただし、自分を殺すことも他人を殺すことも他の動物を殺すことも正当な理由がある場合には許される（6節5行）。何が正当な理由かという点で、人間を殺す場合と他の動物を殺す場合とで大いに異なるわけである。だからロックは肉食主義者にはならないだろうが、動物の虐待には反対すると思われる。

⁴⁶ このような解釈をとる場合には、人間は神のものである地球の環境をそう簡単に破壊したり汚染したりしてよいわけではない。

⁴⁷ 日本の判例で安楽死が許容される条件はもう少し厳しい。加藤1994：102～103頁を参照。

有権を否定された奴隷は契約の主体ではありえないからです。したがってまた、自己所有権をもった人が自分の身体を奴隷として売ることもありえません。この点が、自己所有権が「自己所有権」であって単なる「身体所有権」ではない所以です。もし自分の身体が自分から切り離すことのできるものであれば、自分の身体を売ることもありえたでしょう。AさんとBさんがお互いの身体を交換するということもありえたかもしれません。しかし実際には、自分の身体は自分から切り離すことができないので、自分の身体を売るができる——自分の身体を売ってなおかつ同一人物として存続できる——ような人間は一人もいないのです。したがって、人間が自己所有権をもち自分の身体を自由にできるからといって、自分の身体を奴隷として売ることはできません。

すべての人間が自己所有権をもちます。自己所有権とは自分の身体という自分に固有の領域があるということであり、自分の身体の使い方、したがって生き方に関して自由であるということです。しかもすべての人間が自己所有権をもつのですから、その点に関してすべての人間が平等であるということでもあります。したがって、自己所有権の主張は、人間が自由で平等であるという主張と実質的に等しいと思われます。人間の自由と平等に関してロックの立場は非常に明瞭で、人間の自然状態——人々が社会契約によって国家を設立する以前の状態（15節13～15行）——についてロックは次のように述べています。

自然状態は完全に自由な状態であり……また平等の状態でもある。（4節3～7行）

自由とは自分の生き方が「他人の意志に依存しない」（4節5～6行）ということであり、平等とは「従属や服従がない」（4節12行）ということです。

人間を人格として見た場合、つまり純粋に道徳的存在として見た場合、すべての人間は自由です。自由でなければ道徳的存在ではないからです⁴⁸。また自由な人間と自由な人間の間には差別をもうける何の根拠も見いだされません。したがって道徳的観点から見た場合、すべての人間は自由かつ平等です。ところが、人間が自由であるためには、自己所有権がどうしても必要です。もし人間が自己所有権を、つまり身体所有権をもたな

⁴⁸ 自由でない存在は、道徳的評価の対象にならない。

かったら、人間の自由は抽象的なままに留まり現実化しないからです。もっと簡単に言えば、もし私たちが幽霊であって物質と接触することができなかつたら、人間の唇1つ動かすこともできない、したがって私たちの意志を何1つ実現できないということです。私たちの身体は私たちと世界との接触点です。私たちは自分の身体を所有することによってこの世に存在しています。ですから、自分の身体を所有しないことは、人間として存在しないことです。つまり、自己所有権は人間が人間として存在するために必要不可欠なものです。

人間が自己所有権をもつことは、人間が生物学的に個体であるという事実と対応しています。確かに生き物の中には植物のように個体性の希薄なものもありますが、人間は生き物としてバラバラに存在します。ですから、各人が丁度1つの身体を所有するわけです。

最後に、自己所有権が子に対する義務、親に対する義務および国家に対する義務によって制約されないのかどうかを簡単に見てみましょう。まず子に対する義務についてロックは次のように述べます。

すべての両親は、自然法によって、自分達が生んだ子供を保全し養育し教育する義務がある。(56節10～11行)

したがって、両親は自分の子供を放ったらかしにしておいて自分の身体を自由に使うことはできません。しかし、このことは、人間の自己所有権を制約するものとは思われません。何故なら、人間は子供を自分で生むのであり、生むことを自由に選択しているからです。自分が自由に選択したこと(子作り)の責任をとること(子育て)は当然の義務であり、自分が引き受けた仕事(子育て)を成し遂げることは自由の一部でさえあるでしょう。ですから、子に対する義務は自己所有権と両立します。

では、親に対する義務はどうでしょうか。子に対して親は養育の義務をもつだけでなく指導・監督権ももちます(55節2～3行)。言い換えると、子供は親または保護者の意志に従う義務があります(59節20行)。そのところの論理をロックは次のように述べています。

子供が自分の意志を指導すべき自分自身の知性（理解力）をもっていない間は、従うべき自分自身の意志をもつことはありえず、子供に代わって物事を理解する親が子供に代わって意志を働かせる必要がある⁴⁹。（58節10～13行）

しかし、このような親の意志に従う義務は親の指導・監督権の裏面であり、親の指導・監督権は親が子を養育する義務に由来します。したがって、親が子を養育する義務が完了した時、子が親の意志に従う義務も終了します。親が理性を使えるようになった年齢——その年齢をロックは遅くとも21歳と考えます（59節16～18行）——にまで子供が成長した時、子供も親と同じく自由な人間になります（59節11～12行）。言い換えると、ロックは未成年を完全な意味での人間とは見なしていません⁵⁰。成長して理性を使えるようになって初めて、人間（政治的主体）としての権利——自由権、自己所有権など——を獲得するわけです。しかし他方で、子供が大人になった時点で親と子の間の従属関係は終わります（55節4～8行）。したがって、大人の間で政治の話をしている限りは、親に対する義務によって自己所有権が制限されることはありません。

この点に関連してロックは、子供が親の意志に従う義務と子供が親を敬い助ける義務を区別することが重要であると考えます（67節7～11行）。既に述べたように、子供が親の意志に従う義務は子供が理性をもたないことに起因し、子供が成人するまでの一時的なものです。それに対し、子供が親を敬い助ける義務は親から受けた恩に由来し、恩を受けたという過去の事実が消えない以上、この義務は生涯続きます（66節12～19行、67節6～7行、68節1～3行、69節8～9行）。親を敬う心は恩人に対する敬意の1種ですので、この義務の大きさも親が子供に傾けた配慮の大きさに比例します（67節4～6行）。正確に言うと、ここで言う親は生みの親よりも育ての親のことです。子供をただ生んだというだけでは、親にとってほとんど何の権力にもなりません（65節7～9行）。ですから、子供は自分をよく育ててくれた人に対して恩があるのであって、この養育に対する恩という関係は自由な大人同士の間で成り立つ恩義の関係と変わらないように思われます。つまり、AさんがBさんに何かよいことをしてあげた場合、BさんはAさんに対して恩がありますが、それはAさんがBさんを自由に支配できると

⁴⁹ このような考え方を家長権主義（Paternalism）と言う。

⁵⁰ ロックは子供の状態について「この不完全な状態」（56節8行）、「子供という不完全な状態」（58節3行）、「未成年の弱さと不完全性」（65節26～27行）と述べている。

ということとは全然違います。極端な話をすれば、たとえAさんがBさんの命の恩人だったとしても、AさんはBさんに「自分のために死んでくれ」と言えるわけではありませんし、それに類するような酷いこと、勝手なことを要求できるわけでもありません。AさんとBさんは共に自由な独立の人間であって、ただ恩義のあるBさんはAさんに感謝し、Aさんが困って助けを必要としているような場合にAさんに恩返しをすべきであるというに過ぎません。子供が親を敬い助ける義務も同様であって、親が子供を支配できるということとは全然違います（66節20～23行、69節12～14行）。ですから、親が自分で生きていくことができない位に困った場合を別にして、親を敬い助ける義務も特に子供の自己所有権を制限するものではありません。

ここまで論じてくれば、国家に対する義務が自己所有権を制限しないことも推察に難くないでしょう。まず、子供を養育する責任は国家ではなく親が負います。したがって、養育に対する恩も親に対して負うのであって、国家に養育してもらった恩があるわけではありません。ですから、成人した時、人間は何の負い目もなく、社会契約に同意することによって国家に参加するのです——参加しない自由もあります（73節10～14行、118節13～16行）。もちろん、国家に参加する以上、国家を維持していくための税金を納める義務や国の法律を守る義務はあります。しかし、これらの義務は人間が社会契約に同意する時に自ら引き受けるものです。また、そもそも国家の目的は所有権を保護することにあります（94節22～23行）。所有権には自己所有権が含まれますから、国家に対する義務によって自己所有権が制限されるというのは本末転倒です。また、仮に国家が子供を養育した場合であっても、既に述べたように、養育に対する恩があるということは服従すべき義務があるということとは違います。

補論 私有財産成立以前の世界は無主の状態か共有の状態か

上では、私有財産成立以前の状態が消極的共有（＝無主の状態）ではなくて積極的共有であることをロックの『市民政府論』解釈上の問題として論じました。確かにロックは「神が世界を人類に共有の物として与えた」とはっきり述べています（26節1行）。しかし、ロックのこのような神学的前提を外して考えた場合、つまりロック解釈の問題から離れて考えた場合、私有財産成立以前の世界は無主の状態なのか、それとも共有の

状態なのか、ということが問われるでしょう。この問題について、この補論では考えてみたいと思います。

まず初めに、世界の歴史には人間が存在しない時期がありました——つまり人間が地球上に誕生する以前です。その時の世界は無主の状態であったと考えられるでしょう。少なくとも、所有権の主体たる人間は一人も存在しなかったのですから、所有権の主体が存在しなければ所有権もないでしょう。もしそうだとすれば、地球上に人間が登場したからといって、世界の状態が突然変わるでしょうか。人間が登場する以前の世界が無主の状態であれば、人間が登場した後の世界もやはり無主の状態でしょう。

果たして、そうでしょうか。確かに、世界が無主の状態か共有の状態かと問えば、世界の状態が問われているように思われるでしょう。そして人間が登場したとしても、人間が世界に労働を加えない限り、世界は何ら変わらないのですから、世界は人間が登場する以前と同じ状態であると考えられるでしょう。ですから、人間の登場が世界を無主の状態から共有の状態に変えるとしたら、それこそ奇妙に思われるかもしれません。しかし、ここで「共有」とは共通の所有権を意味することを想起すべきです。所有権とは、権利として、人間と物の間の関係というよりもむしろ物に関して人間と人間の間の関係を規定するものです (Munzer: 17, 26)。ですから、人間がいなかったり一人しかいなかった場合には、所有権はあるともないとも問題になりません。しかし複数の人間が現れた時、その時突然、所有権が成立したりしなかったりするのです。つまり、所有権とは物に関わるというより人間と人間の間の関係に関わるので、人間がいなかった時には所有権は存在せず、人間が登場した時に突然所有権が存在することになるのも不思議ではありません。

ロックによれば、すべての人間は自由で平等です (4節3～7行)。この点は、私たちも、ロックの神学的前提に依存しない、合理的な前提として同意できるでしょう。さらに人間には生存権があり、生存に必要な物を利用する権利があります (25節2～4行)。これも認めてよいでしょう。この自然資源を利用する権利は、すべての人がもちます。他方で、世界は分割されていません。つまり、世界のこの部分は利用してよいけれどもあの部分は利用できないという区別がありません。どの部分でも利用してよいのです。誰でもが世界のどの部分でも利用できるのですから、この状態は人類が世界を共

有していると言ってよいでしょう⁵¹。つまり、もしある人がある特定の自然資源に対して権利を主張するとすれば、他の人も同じ資格でその同一の自然資源に対して権利を主張できるのです。

ここで、現代の例を考えてみましょう。例えば南極（の大部分）や月は、現在特定の個人や集団の私有財産になっていませんが、では無主の土地でしょうか、それとも人類の共有財産でしょうか。もし無主であれば、誰が何をしようと勝手ということになります——そのことによって権利を侵害される人がいないのですから。では例えば、アメリカ合衆国が月を宇宙戦争の演習場として利用することは許されるでしょうか。許されません。南極や宇宙の利用に関しては国際的な条約が既に存在しているのです⁵²。ですから、南極や月は人類の共有財産であって、国際的な話し合いを通して利用方法を検討するほうが合理的でしょう。

また私有財産でない物の代表例として、空気や水を挙げることができます。空気や水は誰でも利用できますが、それは所有権者がいないからでしょうか。では、空気や水を水銀やダイオキシンやサリンや放射能で汚染することは許されるでしょうか。許されないでしょう。空気や水にはすべての人の利益が関わっており、すべての人が共通の権利をもつと考えられるべきです。言い換えると、ある人が空気や水を汚染する権利をもたないのは、他の人が空気や水を利用する権利をもつからです。特に大気は、地球上を自由に移動するという点から、人類の共有財産と考えられるべきです。ですから、誰でも大気や水を利用する権利はあっても、汚染する権利はありません。

次に、現在の私有財産の所有者が死亡した場合を考えてみましょう。死亡した人に遺産相続する人がいない場合、その人の財産は当然私有財産以前の状態に戻ると考えられるでしょう。ではそれは無主の状態でしょうか。無主の状態であれば、誰でもがその資源を取得できるでしょう。しかし、「誰でもが」とは言っても現実には「誰が」ということが問題になって、解決が困難でしょう。ですから、故人の財産を誰でもが取得できるというのは、合理的な考えとは思えません。むしろ、相続者のいない財産は人々の共有財産に戻ると考えたほうが合理的であると思われます。

⁵¹ 実際、ロックはこの結論を自然理性からの推論としても述べている（25節1～8行）。

⁵² 南極に関しては南極条約（1961年発効）など、宇宙に関しては宇宙条約（1967年発効）などがある。

以上の理由で、ロックの神学的前提を離れても、私有財産成立以前の世界は無主の状態ではなくて共有の状態であったと考えられます。

第2章 問題点の解決の試み ——その2 私有財産成立の原則

第1節 一体化

さて、いよいよ本章から、ロックの私有財産論の本体である3つの原則を検討します。まず、私有財産成立の原則は

人が労働を加えた物はその人の私有財産になる（27節4～7行）

です。何故でしょうか。労働を加えることにどういう意味があるのでしょうか。この点に関していくつもの解釈が考えられていますが、主な解釈は5種類に分かれるように思われます⁵³。まず第1に、「一体化」と呼ばれる見方があります⁵⁴。ロックは食べ物の私有化に関して次のように述べています。

樞の木の下で拾ったどんぐりや森の中で木から採った林檎を食べて栄養を得た人は、確かにどんぐりや林檎を自分のものにしたのである。この栄養がその人のものであることを、誰も否定できない。（28節1～4行）

食べ物を食べた人はその食べ物を文字通りの意味で自分の身体の一部にします。食べ物が消化されてしまえば、食べた人の身体を傷つけないではその食べ物を身体から切り離すことはできません。ですから、食べ物を食べた人が身体を傷つけられない権利を有する以上、他人はその食べ物に対して権利を主張することができません。この見方によれば、労働を加えるとは要するに対象を自分の身体の一部にしてしまうことです。

しかし、この読み方は「労働を加える」ということの解釈として十分だとは思われません。何故なら第1に、自分の身体の一部にすることは、確かに食べ物の場合には当てはまりますが、私有財産一般については当てはまりません。第2に、対象を物理的に引き離すことができないということは、その対象に対して権利があるということとは別問

⁵³ 5種類の主な解釈とは、それぞれ一体化、功績、価値創造、効用、自由の拡張と呼ぶような見方である。

⁵⁴ 下川2000：125～126、森村1995：131、Simmons 1992: 255-56などを参照。

題です。ある人がある物を身体の中に埋め込んだ結果、その人の身体を傷つけないではその物を取り出せないとしても、それだけでは、その人がその物を不当に取り込んだのか正当に取り込んだのか区別がつきません。第3に、上で引用した28節を正確に読めば、私有化の結果を述べているだけであって、私有化の根拠を述べているわけではありません。つまり、食べ物、人の身体の一部になることが私有化されることだということではなく、人の身体の一部になった時には既に私有化されているという事実を確認しているだけです。このことは続く文章を読めば直ぐに分かります。ロックは上で引用した文章に続けて次のように言います。

ではどんだりや林檎は、一体いつその人のものになったのか。その人がどんだりや林檎を消化した時か、食べた時か、煮た時か、家に持ち帰った時か、あるいは拾った時か。明らかに、最初に拾い集めた時を措いて他の時ではありえない。(28節4～8行)

ですから、食べ物が身体の一部になった時に私有化されるというのではなくて、私有化は遙か以前、食べ物を拾い集めた時に起こっているのです。

「一体化」と呼ばれる見方の変種として、もう1つ「心理的一体化」とでも言うべき見方があります⁵⁵。ロックは未だ捕まえていない獣に関して次のように述べています。

私たちの間でも、誰かが狩り立てている野兎は、狩り立てている人のものだと考えられている。(30節12～13行)

この文章は、人が野兎を未だ捕まえていなくても既に自分のものだと感じていれば、それで所有権が成立するという見方を示唆します。野兎を追っている人(Aさん)は既に野兎を自分のものだと思っているので、Aさんに心理的苦痛を与えることなしには、その野兎をAさんから引き離すことができません。つまり今の場合、野兎が身体的にはありませんが、心理的にAさんの一部になっているのです。このような見方に従えば、労働を加えるとは、自分のものだという感覚(所有感覚)をもつことに他ならないでしょう。

⁵⁵ 下川2000:126、森村1995:131～132、Waldron 1988:194-96などを参照。

しかし、この読み方も「労働を加える」ということの解釈として到底不十分です。何故なら第1に、対象が自分のものだという感覚は極めて主観的な事柄です。私たちの中には、自分のものとの一体感が非常に強く物に執着する人もいれば、反対にほとんど物に執着しない人もいます。上の野兎の例でも、自分が狩り立てていた野兎を横取りされて凄く腹を立てる人もいれば、何とも思わない人もいるでしょう。第2に、対象が自分のものだという所有感覚には強い弱いという程度の違いがあります。しかし、私有財産権は基本的にあるかないか2つに1つです。所有感覚が強い場合には私有財産権が成り立ち、弱い場合には成り立たないというのでは、奇妙な話でしょう。他人から借りた物に対してどれほど強い所有感覚が生まれたとしても、他人の物が自分のものになるわけではありません。自分の財産に対する所有感覚が弱いからといって、自分の財産が自分のものでなくなるわけでもありません。自分のものに対してどれだけ強くあるいは弱く所有感覚を感じるかは人の勝手であり、権利の問題とは無関係です。第3に、対象が自分のものだという所有感覚を身に付けることを普通は「労働を加える」とは呼びません。上で引用した30節を正確に読めば、野兎を狩り立てる場合に何が労働なのかが具体的に説明されています。ロックは上で引用した文章の2行後で次のように言います。

野兎について発見し追いかけるというだけの労働を費やした人は、野兎を自然の共有状態から取り出し所有権を得たのである。(30節15～18行)

ですから、正確に言うと、野兎を追いかける人が野兎の所有権を認められるのは、野兎を自分のものだと思っているからではなくて、発見し追いかけるという一定の労働をしたからです。

第2節 功績

一体化も心理的一体化も、何かを所有しようとする人に関して何らかの事実を述べてはいるでしょう。しかし、一体化または心理的一体化の事実、その人が対象を私有すべきか否かとは関係がないように思われます。そこで第2に、「功績 (desert)」と呼ばれる見方があります⁵⁶。正義の原則を一般的に言うと、「同様の条件の人は同様に処

⁵⁶ 下川2000：128～133、森村1995：124～126、1997：122～127、Simmons 1992:

遇し、条件が異なる場合には別様に処遇すべきである」となります (Feinberg: 99) 。もし誰かが他の人とは違って何かを私有財産として得るべきであるならば、その人はその私有財産を得るに値する何かをしたからでしょう。労働することがこの何かに当たるという見方です。では何故、労働することが私有財産を得るに値する (deserve) 行為なのでしょう。まず考えられるのは、労働することを神が人間に命じているから、という理由です。実際、ロックは労働することが神の命令であると述べています (32節 10~12行、35節13~14行) ⁵⁷。そうであれば、労働によって人間は神の命令を果たしているのですから、それに対して報酬が与えられるのももっともでしょう。確かにロックによれば、神は人間に労働することを命じていますし、労働の結果として人間は私有財産を得ます。しかし、労働と私有財産を結び付ける道筋は、神の命令に従っているからということでしょうか。労働したからといって、神の命令に従っているとは限りません。神の命令など全く知らない可能性もあるからです。例えば、アメリカの原住民は労働することが神の命令であるとは知らず、神の命令に従うために労働するわけではありません。この場合、労働することは神に対する敬虔な行為ではありません。道徳的観点から見た場合、アメリカ原住民の労働はたまたま神の命令に適っているだけであって、神の命令に従っているわけではないのです⁵⁸。またたとえ労働することが神の命令でなくても、やはり人間は労働するでしょう。それでも、労働した以上は労働を加えた対象に対して私有財産権を得るでしょう。神の命令に従ったのであろうと単に利己的な動機から労働したのであろうと違いがないのです。とすれば、労働することが私有財産を得るに値する行為である理由は、神の命令に従っているから、ではありえません⁵⁹。

では何故労働することが私有財産を得るに値する (deserve) 行為なのか、もう1度

246、Waldron 1988: 201-06、Becker: 655-56, 659-60, 662-64、Gaus: 165-66, 172-3などを参照。

⁵⁷ 『聖書』の典拠としては「創世記」の「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ。海の魚、空の鳥、地の上を這う生き物をすべて支配せよ」(1章27節)、および「お前は、生涯食べ物を得ようと苦しむ。……お前は顔に汗を流してパンを得る」(3章17~19節)であろう。

⁵⁸ 神の命令に適った行為と神の命令に従った行為の違いについては、カントの義務に適った行為と義務に基づいた行為の区別を参照 (カント: 30~33)。

⁵⁹ さらに加えれば、神の命令に従っているからという理由が、神の存在を信じない人にとって説得的でないことは言うまでもない。

考えてみましょう。次に考えられるのは、労働することが苦しいことだから、という理由です。労働によって得られた土地についてロックは次のように述べています。

人は、他人の労働によって既に改良された土地に干渉すべきではない。もしそんなことをすれば、明らかにその人は、自分には何の権利もない、他人が苦勞して得た利益 (the benefit of another 's Pains) を欲しがっているのである。(34節9～11行)

この文章は、人が労働の結果として土地を得るのは、労働が苦痛だからであり、労苦に対する報酬であるという見方を示唆します。またロックはしばしば「労働 (labour)」という言葉に代えて、「労苦 (pains)」という言葉の他に「勤勞 (industry)」「骨折り (toil)」「汗 (sweat)」という言葉も使います⁶⁰。ここで検討している、労働が私有財産を得るに値する功績であるという見方は非常に道徳主義的な見方です。労働が苦痛であるというだけの認識であれば、それは事実の認識に過ぎません。しかし、労働は苦痛であるが故に労働することは有徳な行為であり報われるに値するというのであれば、それは独特の労働観になります。このような労働観は「資本主義の精神」に通じるものです⁶¹。例えば、資本主義精神の典型例と見られるベンジャミン・フランクリンは『自伝』の中で、節制 (temperance)、規律 (order)、節約 (frugality)、勤勉 (industry) など13の徳目を挙げて「徳を積むということは例外なしに自分の利益につながることなのだ」という教えを説いています (フランクリン：174～183)。またこのような労働観は社会主義の精神にも容易に繋がっていきます⁶²。例えばマルクスは、商品の価値はその商品の生産に必要な労働の分量 (時間) によって決まると言い、労働した人は労働に応じた報酬を得るに値すると主張します (マルクス：54～80)⁶³。それは

⁶⁰ 『市民政府論』第5章で「労苦 (pains)」という言葉が使われるのは、30節12行、34節11行、37節32行、42節12行、43節13行である。下川の注記に43節10行とあるのは間違いと思われる (下川2000：34)。「勤勞 (industry)」という言葉が使われるのは、31節14行、34節14行、36節30行、37節10行、38節12行、42節4行、10行、12行、26行、43節23行、45節12行、46節11行、48節1行、12行である。下川の注記では42節26行が抜けている (下川2000：34)。「骨折り (toil)」と「汗 (sweat)」という言葉は43節14行で使われている。

⁶¹ 「資本主義の精神」についてはウェーバーを参照。

⁶² Waldron 1988: 203-04 および森村1997：122を参照。

ともかくとして、労苦が報われるべきであるという主張は私たちの道徳感情に強く訴えかけるところがあります。

それにも拘わらず、労働が苦痛であるが故に報われるに値するという見方はロックの私有財産論の解釈としては妥当しないように思われます。というのは第1に、苦勞することはそれ自体で賞賛に値することだとは考えられないからです。一般に、善いと言われる活動は、それ自体で善いと言われるもの——つまり目的として善いもの——と、何か他のことのための手段として善いと言われるものとは分かれます⁶⁴。苦勞することは、それ自体が目的ではないでしょう。森村も指摘するように、「坂の上に岩を押し上げては、ころがり落ちるその岩をまた押し上げるシシュポスの労働」は、どれほど苦しくとも無意味なことではしかありません（1997：125）。苦しければ苦しいほど苦勞はむしろ避けるべきことであり、もし苦勞することが善いと言われるとすれば、それは他の何らかの目的のための手段として善いのでしょう。

第2に、労働と苦痛の結び付きもそれほど確固としたものではありません。まず労働が苦しいとしても、苦しいことが労働とは限りません。例えば、登山をする人はしんどい思いをして山に登るとしても、その活動は普通は労働ではありません。またすべての労働が苦しいとも限りません。例えば詩を書くことのように、中には楽しい労働もあるでしょう。ですから、労働が苦しいとしても、それは多くの労働がたまたま苦しいというに過ぎず、苦痛は労働の本質的特徴ではありません。

第3に、苦痛とは苦しんだ人の経験を言うものです。ですから、もし仮に苦痛が報酬に値するとしても、苦痛の経験は苦しんだ人がその苦痛に応じた報酬を受けるに値することを正当化するに過ぎません。つまりこの見方では、確かに誰がどれだけを所有すべきかは言えます。しかし、どの特定の対象が私有財産として正当化されるのかについては何も言えていません。他方、ロックの私有財産論では、特定の対象が私有財産になることの根拠として、その対象にもたらされる変化を考えています。「労働を加える」というのは、もちろん人が対象に労働を加えるという意味ですが、特定の私有財産の正当

⁶³ マルクスは、剰余価値を生み出す剰余労働が不払労働であると言う時、労働に対して報酬が支払われないことを不正義だと断じている。

⁶⁴ 目的として善いことと手段として善いことの区別に関しては、アリストテレス『ニコマコス倫理学』第1巻第1章1094a3-6を参照。

化の要は、人の経験にあるというよりも対象の側の変化にあります。ですから、労働が報われるに値する理由として、労働が苦痛だからという見方は、ロックの私有財産正当化の論理をすり替えることになります。

第3節 価値創造

では、労働が現に苦痛である場合、私たちが本来なら避けるべき苦痛を敢えて堪え忍ぶのは何故でしょうか。言い換えると、苦痛に耐えてまで労働する目的は何でしょうか。この問いを考えることから、「労働を加える」ことについての第3の見方、つまり「価値創造」と呼ばれる見方が生まれてきます⁶⁵。「労働を加えること」についてロックは37節で次のように述べています。

自然の産物に労力をかけた人、つまり労働を加えてその物を自然のままの状態から何らかの仕方に変えた人は、そのことによってその物に所有権を獲得した。(37節33～35)

ここでは「労働を加える」ことの内実が一般的に、「対象を自然のままの状態から変える」と説明されています⁶⁶。では、どのように変えるのでしょうか。

労働は、対象に万物の母なる自然が与えた以上の何かを付け加える。(28節9～10行)

「自然にある以上のものを付け加える」という点が土地については「改良する」とも表現されます(32節10～14行、33節1～2行、他)。ですから、対象を自然のままの状態から変えるというのは、良い方向に変えるのでしょうか。この点をもっとはつきり述べた箇所が40節にあります。

あらゆるものに価値を付け足すのが労働である⁶⁷。(40節3～4行)

⁶⁵ 下川2000：133～138、森村1995：44～51、1997：116～122などを参照。

⁶⁶ 同じことが27節では「自然のままの状態から引き離す」と説明されている(27節4～6行)。確かにどんぐりを採取したり猪を捕獲する場合には、「引き離す」という表現のほうがしっくりとくるだろう。しかし、単なる空間的移動が問題になっているわけではないので、「変える」のほうがより正確な表現である。

そしてロックは、土地の価値を農産物の収穫によって計り、労働が加えられていない土地は労働が加えられた土地に較べて多めに見積もっても10分の1（40節10～11行）、小麦の収穫で計ると1000分の1の価値しかないと主張します（43節1～7行）。10分の1と1000分の1では大きく異なりますが、要は「物の価値の大部分を創りだすのは労働である」ということでしょう（42節14～15行）。この点は土地について当てはまるだけでなく、パンのように私たちが直接利用する製品の場合には一層明らかでしょう。ロックは次のように述べます。

私たちが直接利用する製品の価値を正しく評価し、それにかかった費用を数えて、どれだけが純粹に自然の代価であり、どれだけが労働の費用であるかを計算するならば、大抵の製品の場合、99パーセントまでが労働の費用であることが分かるだろう。（40節11～15行）

労働が加えられる前には存在しなかった価値を労働した人が創りだすのですから、労働した人が自分で創りだした価値を所有することはごく自然なことでしょう⁶⁸。少なくともその価値に対して他人が所有権を主張できる根拠はないように思われます。ですから、この「価値創造」と呼ばれる見方は、私有財産正当化の議論として相当の説得力があり、私としては基本的に有効な議論だと考えます。もちろんこれは労働が結果として対象の価値を高めた場合に言えることであって、対象の価値が下がったり変わらなかった場合には労働は単に徒勞であって、苦勞したからといって私有財産が生まれるわけはありません。私有財産正当化の根拠は、労働の苦勞という側面ではなくて、価値創造という側面にあるからです。

しかしながら、この価値創造という見方に疑問を呈することはできます。人がある素材に労働を加えて、ある価値を創りだしたとしましょう。そのことが何故、その素材に対する所有権を生むことになるのでしょうか。労働が素材に価値を付け加えた時、その

⁶⁷ 40節3～4行の「the difference of value（価値の差）」は、労働が加えられていない物と労働が加えられた物との価値の差であって、労働が加えられた物Aと労働が加えられた別の物Bとの価値の差ではない。したがって、敢えて「価値の差」と訳すまでもない。労働が加わる前に較べて、労働が加わることによって対象の価値が変わるということが分かればよいのである。

⁶⁸ 森村1995：50、1997：116、121および下川2000：137～138を参照。

素材の価値は上がります。例えば、人が木を伐り、製材し、机を作ったとしましょう。この場合、木を伐るとか、製材するとか、机を作ることが労働であり、そういった労働が木の価値を高め、机を生みだします。生みだされた机は、木という素材と加えられた労働・価値とから成り立っていると言えるでしょう。では何故、労働した人は、この付加価値に対する権利だけではなくて、机の全体に対する所有権——素材の所有権までも含めて——を得るのでしょうか。

この批判にロックは次のように答えるでしょう。

人の手が加えられていない土地はほとんど何の価値もない。(43節 8～9 行)

自然や大地は、ほとんど無価値の原材料を提供するに過ぎない。(43節 21～22行)

だから、人が労働によって土地を改良した場合、

労働に基づく所有権が土地の共有権を凌駕する。(40節 2～3 行)

つまり、労働が加えられていない自然資源はほとんど無価値なので、労働が創り出す付加価値と較べた場合あたかも無価値であるかのように扱ってもよい、したがってまた労働に基づく所有権と較べた場合、生の自然資源に対する共有権もあたかも存在しないかのように扱ってよい、というのです。少し上で述べたように、ロックは製品の価値のどれだけが労働に由来しどれだけが自然に由来するかに関して、労働に由来する分が99パーセントであり自然に由来する分が1パーセントであると述べています(40節11～16行)。ですから、99パーセント分に対する私有財産権を尊重するために1パーセント分に対する共有権は無視してよい、ということです。

これは大雑把な論理であると言えます。大雑把な論理としてはだいたい通用すると思いますが、厳密性を欠きます。例えば、Aさんの所有する材木にBさんが労働を加えて素晴らしい彫刻を作りあげたとしましょう。この時、Aさんの所有していた材木の価値が出来上がった彫刻の価値の100分の1であったとします。では、出来上がった彫刻はBさんの所有になるのでしょうか、Aさんの所有になるのでしょうか。上の大雑把な論理で

行けば、99パーセント分に対するBさんの権利が1パーセント分に対するAさんの権利を凌駕すると言えるでしょう。しかし、そもそもBさんがAさんの意に反してAさんの私有財産に手を加えていた場合には、BさんはAさんの私有財産を侵害したことにしかならないでしょう。またAさんの許可を得て彫刻を彫った場合でも、それはAさんの材木に彫刻を彫る許可を得ただけであって材木を譲渡されたのではないでしょう。とすれば、出来上がった彫刻は依然としてAさんの所有であると言わざるをえません（もちろん、BさんがAさんに雇われて彫刻を彫ったのであれば、Bさんはその労働に対する正当な報酬を得る権利があるでしょうが）。つまり、Aさんの私有財産権は決して消えてなくなりはないのです。同じように生の自然資源に対する人類の共有権も、たとえ付加価値の私有財産権によって凌駕されるとはいえ、決して消え去りはしないで僅かではあってもどこかに残っていると考えられます⁶⁹。

もう1つ批判的な点を付け加えると、ロックは自然資源の価値を過小評価しているのではないかと、言うこともできます。ロックは労働に由来する価値が99パーセントで、自然に由来する分は1パーセントであると見積もっていましたが（40節11～15行）、例えば福沢諭吉は次のように述べています。

心身の働きをもって衣食住の安楽を致すもの、これを一人の身につについての働きという。然りと雖も天地間の万物、一として人の便利たらざるものなし。一粒の種を蒔けば、二、三百倍の実を生じ、深山の樹木は培養せざるもよく成長し、風はもって車を動かすべし、海はもって運送の便をなすべし、山の石炭を掘り、河海の水を汲み、火を点じて蒸気を造れば重大なる舟車を自由に進退すべし。この他造化の妙工を計うれば枚挙に遑あらず。人はただこの造化の妙工を籍り、僅かにその趣きを変じてもって自ら利するなり。故に人間の衣食住を得るは、既に造化の手をもって九十九分の調理を成したるものへ、人力にて一分を加うるのみのことなれば、人はこの衣食住を造ると言うべからず、その実は路傍に棄てたるものを拾い取るが如きのみ。（福沢：83～84）

福沢の見積もりはロックとは正反対で、99パーセントが自然に由来し、労働に由来する分は1パーセントであるというのです。もしそうであれば、自然資源の共有権が労働に

⁶⁹ この自然資源に対する本来的な共有権が、私有財産を制限する時の根拠として効いてくる。

基づく私有財産権を凌駕することになるでしょう。ではロックと福沢と、いずれの見積もりがより真実に近いのでしょうか。というよりもむしろ、二人の見積もりがこれほど大きく異なるのは、価値を評価する際の観点が違うのではないのでしょうか。どう違うのでしょうか。

福沢の見方は至極もつともです。例えば人が山で栗を拾ったり茸を採ったりする時、その人は自分の労働で栗や茸を創り出すわけではありません。むしろ反対に、栗や茸が一定の性質をもち、人間に役立つものとしてそこにあるから、人は栗や茸を採ったり拾ったりするのであって、拾ったり採ったりすることが栗や茸の価値の大部分を構成していると考えすることは困難です。種を蒔く場合にも、風を利用して風車を回す場合にも、石炭を燃やして機械を動かす場合にも、同じことが言えます。人が種を蒔き、風を利用し、石炭を燃やすのは、種に細胞分裂して成長しやがて豊かに実をみのらせる力があり、風に羽根を押し動かす力があり、石炭が内に大きな熱量を宿しているからでしょう。たとえ人間が蒔かなくても、種は一定の環境条件が備われば成長し、風は人間が利用しなくても勝手に吹いており、石炭はたとえ人間が燃やさなくても自然に火災を起こします。人間は、種や風や石炭が既にもっている力を自分に役立つような方向に向け変えて利用するに過ぎないのです。

それでは、ロックはこれに対していかなる論理で、価値の99パーセントが労働に由来し、自然に由来する分は1パーセントに過ぎないと主張するのでしょうか。その所のロックの論理はコーエンがうまくまとめているので、コーエンの解釈を借用しましょう。コーエンによれば、ロックが労働の寄与分を算定する論理は「減算基準」と呼ぶことができ、次のように定式化できます（コーエン：248～249）。

（労働を加えた場合の土地の生産高－労働を加えなかった場合の土地の生産高）／労働を加えた場合の土地の生産高

この式を使ってロックは、労働の寄与分が99パーセントだという結論を引き出します。労働の寄与分が99パーセントですから、土地の寄与分は1パーセントになります。ここで労働の寄与分が厳密に99パーセントであるのか、90パーセントであるのか、99.9パーセントであるのかは、ロック自身の見解も一定していませんし、重要な事柄ではありません。

せん。ロックの結論は「労働が物の価値の大部分を創りだす」ということで（42節14～15行）、重要なのはこの結論に至る論理です。それは、労働が加えられた物の価値と労働が加えられない物の価値の差は労働が創り出したという考えです。

しかし、コーエンも指摘するように、労働の貢献分と自然資源の貢献分を算定するロックの論理は妥当性を欠きます。ロックの論理は、以下の2点を混同しているからです。

- (1) 労働を加えることで、土地の生産高が10倍になる⁷⁰。
- (2) 労働が、労働を加えた土地の生産高の90パーセントを創りだす。（コーエン：253～254）

(1) は正当な論点ですが、(1) から(2) は帰結しません。(1) は生産高上昇のきっかけを言っているだけで、生産の因果関係ましてや生産における労働と土地の貢献比については何も言っていない。(1) は事実として受け入れられるとしても、それだけからはその生産に対する労働と土地の貢献比率は何も分からないのです。例えば、1日に1リットルの水が滴りでてくる水源で人が1時間掘ったら湧水量が1日100リットルになったとしましょう（コーエン：252～253）。その時、100リットルの水の99パーセントが労働に由来し土地の貢献分は1パーセントに過ぎないと言えるでしょうか。むしろ労働の貢献のほうが些末ではないかと思われまます。

ロックの論理「減算基準」から、労働が物の価値の大部分を創りだすという結論が導き出せないことは、減算基準を土地に当てはめてみることによっても分かります。ロックの論理によれば、土地の寄与分は次の式によって与えられます（コーエン：255）。

$$\frac{\text{（土地が与えられた場合の労働の生産高）}-\text{土地がなかった場合の労働の生産高}}{\text{土地が与えられた場合の労働の生産高}}$$

この場合、土地（自然資源）がなかった場合の労働の生産高は0と見てよいわけですから、土地の寄与分は100パーセントだということになります。土地の寄与分が100パーセントですから、労働の寄与分は0パーセントになります。しかしこれは、上で見た労働

⁷⁰ ここでコーエンは例としてたまたま10倍という比を（恐らくロックの40節4～11行に倣って）用いている。

の寄与分が99パーセント、土地の寄与分が1パーセントという結論と矛盾します。要するに、土地と労働が組み合わさった場合の生産高に較べて、労働がなくても生産高が激減するけれども、土地がなくても生産高は絶無になるということです。ですから、労働に基づく所有権が自然資源の共有権を凌駕する、とは必ずしも言えません。

確かに、自然資源に労働を加えれば、労働は何らか新しい価値を生みだします。そして労働が創りだした価値を労働した人が所有するのはもっともでしょう。しかし、労働によって加工された物の価値のうちどれだけが労働に由来しどれだけが自然に由来するかは全く明らかでなく、物の価値の大部分を創りだすのが労働であるとは直ちには言えません。労働と自然の貢献比率を算定するには、個別的により複雑な推論と慎重な判断が必要でしょう。

第4節 効用

さて、今まで論じてきたのは「価値創造」という第3の解釈ですが、それと関連した第4の解釈として「効用」と呼びうる見方があります。つまり、労働には一定の効用があるので、労働によって得られた物を労働した人の私有財産として認めてよいという考えです。このような解釈を示唆するものとして、ロックは次のように述べています。

労働によって土地を私有する人は、人類の共有財産を減らすのではなく増加させる。というのは、囲い込まれ耕された土地1エーカーから生産される、人間の生存に役立つ食料は、同じように肥沃な土地1エーカーが共有のものとして荒れ地になっている場合に生産される食料の10倍である。したがって、土地を囲い込んで10エーカーの土地から、自然に任された100エーカーの土地から得られるよりも多くの食料を生み出す人は、人類に90エーカーの土地を与えていると言ってよい。(37節11~20行)

この文章に少し先立つ36節でも、次のように述べられています。

スペイン本国でも、土地に対して何の私有権も存在しない場合⁷¹、人はただ活

⁷¹ 直訳風に訳せば「自分が何の私有権ももたない土地でも (Land he has no other Title to)」となるが、次に来る文章から明らかなように、この土地は誰の私有地でもない土地のことであって、「他人の私有地でも」という意味にはならないだろう。

用するというだけの権原に基づいて、土地を耕し種を蒔き収穫を得ることが許されている。それどころか、住民は、打ち捨てられて荒れた土地を勤勉に耕し、必要な穀物の貯えを増やしてくれた人に感謝する。(36節26～31行)

元々共有だった土地を人が労働を加えることによって私有化したら、その分だけ共有の土地は少なくなります。したがって、私有財産成立の付帯条件——「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」——が満たされないのではないかと、という危惧がありうるでしょう。そのような危惧を払拭すべく、ロックは矛先を転じて、私有化によって人類の共有財産が増加すると主張します。増減の数字上の論理は上で引用した通りですが、もう一度繰り返せば、10エーカーの土地を私有化する人は共有地を10エーカー減らすというよりも90エーカー増やすに等しいというのです——もちろん、これは共有地が現実的に90エーカー増えるということではなくて、収穫が90エーカー分増えるという意味です。その結果、人々は、10エーカーの土地を私有化する人に不満を言うどころか感謝するというのです。

「効用」という言葉が既に示唆するように、この解釈は功利主義的な見方です。ただしそれは、労働することが功利に適っているから善いとだけ言うものではありません。労働することが功利に適っているというだけのことは、私有か共有かという財産の所有形態に関わりなく成り立つでしょう。それでは労働を正当化する議論にはなっても私有財産を正当化する議論にはなりません。正確に言えば、この「効用」という見方は、私有財産成立の原則——人が労働を加えた物はその人の私有財産になる——が功利に適っているから善いと主張するのです。ここには2つの論点が含まれています。第1の論点は、私有財産制度のほうが共有制よりも資源の管理に配慮が払われ生産的であるという、私有財産の単純な功利主義的正当化論です。このような知見は古く、既にアリストテレスが指摘していますし（『政治学』第2巻1261b33-38, 1263a26-29）、英語の諺にも「Everybody's business is nobody's business. (共同責任は無責任)」とある通りです。現代では「共有地の悲劇」としてよく知られた論点です（ハーディン：451～454）。共有地の悲劇は簡単に紹介しておきましょう。例えば、共有の牧草地があるとします。そこでは誰でもが自分の牛を連れてきて草を食べさせることができます。誰の場合でも、1頭でも多くの牛を育てたほうが得になりますから、皆がより多くの牛

に共有地の牧草を食べさせようとしています。そうすると遠からず、有限の牧草地にとって過度の放牧になり、牧草地が荒廃したら全員が共倒れになります⁷²。このような悲劇は、牧草地の管理責任者がいないために起こるので、牧草地を共有から私有に変えることによって避けることができるというわけです。この第1の論点を上で「単純な」功利主義的正当化論と呼んだのは、この議論が私有のほうが共有よりも功利に適っていると言うのみで、何を誰が私有すべきかについては何も言わないからです。

それを言うのが第2の論点で、つまり、平等主義的な均等配分やくじなどによる不均等な分配⁷³よりも、労働した人に対してその労働が価値を加えた物（付加価値だけではなく自然の素材もろとも）を私有財産として認める方法が功利に適っているというのです。それは、このような私有財産成立の原則のほうが労働意欲を促すと考えられるからです。人は自分自身の利益のためには一生懸命働くでしょう。しかし逆に、私有財産が保証されない所、例えば自分が育てた稲を一夜の内に他人が勝手に収穫してしまってしまふ所では、働いても無駄であり、人は働くのが馬鹿らしくなるでしょう。

さて、私有財産のこのような功利主義的正当化は、一見したところ、非常に説得的に思えます。しかし、子細に検討すれば、いくつかの難点があります。まず第1の論点は疑うべくもない常識と思われるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。それは、財産の所有形態の選択肢が私有と共有の2つとは限らないからです。ですから、たとえ私有のほうが共有よりも優れているとしても、私有よりもっと優れた所有形態があります。ホメロスが「二人で行けば、有効な策をどちらかが先に思いつく」と歌い（第10巻224～225行）、日本の諺にも「三人寄れば文殊の知恵」とあるように、一人が私有するよりも二人か三人か少数の人が共同所有するほうが、注意が行き渡って財産がより賢明に管理されるということはあるでしょう。とすれば、功利主義の論理は、必ずしも財産の私有（個人所有）を支持するとは限りません⁷⁴。共有地の悲劇も、管理責任者がいない場合の不都合を指摘するだけですから、必ずしも共有地の完全な私有財産化

⁷² 魚の乱獲や大気の汚染も同種の問題である。

⁷³ くじの他、性別による不平等な分配、身長に応じた不平等な分配などが考えられる。

⁷⁴ ただし、この難点はそれほど強力ではないかもしれない。たとえ少人数による共同所有が一人による私有より優れているとしても、少人数による共同所有は、人類の共有や多人数の共有と較べた場合、むしろ私有の1種と見ることもできるからである。例えば、家族の財産は私有財産と見なしてよいだろう。

を要請するわけではありません。管理責任者がいない場合の不都合は、管理組合を設けたり、管理責任者を立てることによって解決するからです。少なくとも共有地が比較的小さく共有権者の数がそれほど多くない場合には、このような対策を講じることは十分に現実的です。地球全体を人類が共有するといった場合には、管理組合を設けることは困難ですが⁷⁵、その場合でも地球の資源を小さな区画に分けてそれぞれに管理責任者を割り当てることは可能だと思われます。つまり、財産の所有と管理を切り離して、所有は依然として共有だけれども管理は個人に委ねるという考え方です。例えば、現代の株式会社の場合、所有権者は株主の数だけ多数いますが、管理運営は一人または少数の経営者に委ねられています。ですから、共有地の悲劇を避けるためには、私有財産成立の原則は必ずしも必要ではなくて、管理責任者成立の原則であっても足りるわけです。

次に第2の論点は、労働意欲のある人に対してその労働に応じた報奨を約束することによって労働を促すという考えですが、その報奨が、労働が加えられた物そのものであらねばならない必然性はありません。労働が加えられた物の半分とか2倍という報奨も考えられます。例えば、採集した茸の半分は自分のものにしてよいが半分は他の人に分け与えるとか、原始林を1ヘクタール開拓した人にはその1ヘクタールの他にもう1ヘクタール原始林を与えるというようなことです。また、労働が加えられた物とは違う形の報奨——名誉、権力、収入など——も考えられます。例えば名誉の場合であれば、労働した人は賞賛されるとか、牛をしとめた人は自分の身体に一定の彫り物を許されるというようなことです。権力の場合には、一定の職位を与えられるとか、共有地の悲劇に関して示唆したように、ある対象に労働を加えた人はその対象に対する完全な所有権ではなくて管理・使用权を認められるというようなことです。さらに、報奨は金銭という形であってもよいし、米などのように、労働が加えられた物とは別の原物であってもよいでしょう。実際、現代においては、金銭という形の報奨が最も重要な役割を果たしているように思われます。要するに、私有財産成立の原則が労働意欲を促すとしても、それが労働意欲を促す唯一の方法ではないし、他の方法よりも効果が大きいという保証もないのです。実際にどのような報奨が最も有効かは、労働の種類——例えば単純労働か、武勇を必要とする労働か——によっても違うでしょうし、人々が生きている文化—

⁷⁵ 一定の資源についてならば、国際連合その他の機関を通じて多くの国が共同管理することは可能である。

—例えば貴族文化か商人文化か—によっても異なるでしょう。このように、功利主義的議論が依拠する効用は様々な要因によって左右されるので、私有財産を正当化することは一概には言えず、私有財産を正当化することもあれば他の方法を正当化することもあるのです。

上で示唆した私有財産に代わる他の（報奨）方法に関しては、「そのような方法は一定の政治社会が成立している場合に、その枠組みの中で可能なのであって、自然状態において現実的な選択肢ではない」と反論されるかもしれません。例えば、貨幣の導入以前の自然状態では、労働に対する報奨として金銭を用いることは不可能ですし、貨幣の導入後も自然状態では、誰がお金を出すのでしょうか。政治的意志決定の仕組みが存在しない所で、労働した人に人々が自然発生的にお金を出すと考えすることは困難です。これは確かにもっともな反論ですが、果たして私有財産を救うことができるでしょうか。もちろん、貨幣が存在しない自然状態では、労働意欲を引き出す報奨として金銭を用いることはできません。ですから、労働が加えられた物を報奨として与えるしかない、というのでしょうか。しかし、このように労働が加えられた物が報奨の1形態に過ぎないこと、したがって他の形の報奨もありうることを認めることは、私有財産成立の原則に必然性がないことを認めることにもなるでしょう。自然状態では、労働が加えられた物しか報奨として使えなかったとしても、政治社会がその制約に縛られる必要はありません。ですから現代では、報奨という論理は、労働が加えられた物の私有化を必ずしも要請しないのです。労働意欲を引き出す報奨としては、むしろ金銭のほうが重要な役割を果たしていると考えられます。

以上の次第で、私有財産の正当化には、他の物ではなく労働が加えられた物が私有財産として認められるべきことを主張する、より強固な論理が必要であると思われる。

第5節 自由の拡張

そこで最後に検討するのが、「自由の拡張」または「人格の拡張」と呼ばれる第5の解釈です⁷⁶。まず、ロックの考えによれば、私有財産権の基礎は自己所有権にあります（44節）。自己所有権とは、自分の身体を自由に支配できる権利です（190節1～3

⁷⁶ 下川2000：126～128、Simmons 1992: 271-77などを参照。

行)。これは、各人が自由であること、言い換えると他人による恣意的な干渉や支配を受けないことを意味します（4節3～6行）。このように自分の身体を自由に支配できることは、人間が道徳的存在であるために絶対に必要不可欠です。身体がなければ何もできないように、自分の身体の自由が制限されれば自分自身の自由が制限されるのです。では、自分の身体を自由に使うことができればそれで十分かと言えば、そうではありません。もし共有の自然から日々の食べ物を採取し、採取しただけの食べ物を消費するのであれば、それは生存するだけの存在に過ぎず、人間的というよりも動物的でしょう。それでは、人間が人間らしい生き方をするためには何が必要でしょうか。自分の人生を組み立てること、その日暮らしではなく、計画的に人生を組み立てることが、人間の自律ということにとって必要不可欠だと思われます。そしてそのためには、人生を組み立てるための資材が要ります。つまり、将来にわたる計画をもちうるためには、自然資源を直接に消費するだけでなく、自然資源を私的に保有することが必要です。そうして初めて、必要な時に必要な物を自由に使うことができます。例えば、家を建てるには相当の日数を要しますが、もしその途中で私的所有権が尊重されないなら、つまり未完成の家を他人がもち去ることが許されるなら、家を建てるという行為は成り立たないでしょう。また、家を建てるのは完成した家に継続的に住むためですから、もし完成した家を他人が勝手に占拠することが許されるなら、やはり家を建てるという行為は成り立たないでしょう。ですから、自然状態において家を建てて人間らしい生活をするためには、建てた家の所有権が尊重されることが必要です。

では何故それは、他でもない自分が建てた家の所有権なのでしょう、なぜ他人の所有権ではないのでしょうか。建てた人と建てられた家との特殊な結び付きはどうして生まれるのでしょうか。それは、家を建てるという行為によって、建てられた家が、建てた人の人生設計に組み込まれるからです。つまり、労働は一定の目的のために行われ、その行為によって、労働が加えられた対象は、労働した人の自由の実現にとって不可欠なものになるのです。労働の目的が労働する人によって自ら選び取られたものである限り、その目的の実現はその人の自由の実現でもあります。ですから例えば、家を建てて人間らしい生活をするという目的の実現は、人間らしい生活をする自由の実現です。

「人間らしい生活」ということには、自律的な生活ということが含まれます。自律的

な生活とは、様々な自然的・社会的要因に脅かされるのではなく、自分がしたいことをするためにいちいち他人の承認を必要とするのではなく、自分の生活を自分で自由に支配できることです。人は労働することによって、そのような自由の領域（基盤）を獲得するのです。

この見方は、私有財産正当化の根拠としては主観的であると思われるかもしれません。というのは、この見方によれば、労働が私有財産を生むのは、要するに労働した人が労働を加えた対象を自分の人生設計に組み込んだからです。しかし、人生設計とはその人が自分の頭の中で考えたことに他なりません。この点をナーヴソンが非常にはっきりと認めているので、少し長くなりますが、ナーヴソンの文章を引用します。

「なぜ労働した人は、労働が加えられた対象全体（素材を含めて）に対して所有権を得るのか」という問いに対する簡明直截な答えは、労働した人はその対象を自分のものにしようとしていたということである。労働した人は、その対象全体を使って様々なことができるようになることを期待していた——それこそが労働という行為のそもそもの目的だったのである。もし我々が自由尊重の前提を受け入れ、人間にはしたいことをする自由があることを認めるのであれば、その自由という一般原理で既に十分に（他人の自由を侵害するような特別な事情がない限り）私有財産権は基礎付けられるのである。（Narveson: 83）

つまりナーヴソンによれば、人はしたいことをする自由があるので、労働を加えた対象を自分のものにしたいと欲求し意志すればそうしてよいのであり、私有財産の根拠としては人が対象の私有化を意図したということで十分だということです。

このような見方は、私有財産を人の意志という薄弱なものに基づけることになるでしょうか。必ずしもそうではありません。というのは、まず第1に、確かに特定の物を自分のものにしたいと願うかどうかは偶然的なことであり、人によって願ったり願わなかったりという違いがあるでしょう。例えば、私がこのドングリまたは貝殻を欲しいと思ったとしても、他の人がその同一のドングリまたは貝殻を欲しいと思うとは限らないでしょう。他の人はドングリまたは貝殻に何の興味も示さないかもしれませんし、興味があったとしても、私が欲しいと思ったその同一のドングリまたは貝殻を欲しいと思う

必然性はありません。しかし、個別的な対象の次元ではなく少し抽象的な次元で考えれば、自分の自由の実現のために必要な資源を私有化したいと願うことは全ての人に共通な普遍的欲求でしょう——自分の自由を実現したいと願うことは、人間の本性に基づいた欲求です。ですから、労働を加えた対象を自分のものにしたいという意志は、主観的ではあっても、決して恣意的ではありません。第2に、対象を自分のものにしたいという意図は、単なる意図であってははいけません。つまり、あれをこうしてあえたいということや頭の中で構想しているだけでは十分ではありません。そのような頭の中のことは他の人には分からないからです。そうではなく、自分の意志を客観化する必要があります。つまり、対象を自分のものにしたいという意志が真剣なものであることを、誰にもよく見える形で具体的に示す必要があります。それを示すのが、労働を加えるという行為でしょう。労働を加えることによって世界が客観的に変わるわけですから、対象を自分のものにしたいという意志は客観的な在り方を得ることになります。したがって、私有財産を自由の実現と結び付けるこの第5の解釈は、私有財産を決して単に主観的なものに還元しようとするのではなく、私有財産の客観的な妥当性を主張できると思われます。

もちろん、自由の実現と言えば、直ちにその自由の内容が問われるでしょう。自由が消極的自由と積極的自由に区別されることはよく知られている通りです（バーリン：303～325）。消極的自由とは、他人による干渉や強制を受けないことです。ですから、もし仮に他人が存在しなかったら、人は消極的自由という意味では完全に自由です。たとえ自然の障害があっても自分の能力が不足していても、関係ありません——他人が存在しない限り、人は消極的自由という意味では完全に自由なのです。他方、積極的自由とは、人間が真の自我を支障なく実現できることです。積極的自由の概念は、真の自我を理想の自我とか高次の自我と捉える人たちによって、「専制政治の武器」に変えられてきました（バーリン：66）。しかし、そのように自我を現実の個人から切り離してしまう解釈が自由主義に反することは、バーリンの指摘する通りです。そこでここでは自由主義の精神に沿うよう、自我を現実あるがままの個人の意志として捉え、積極的自由を「自分の人間としての可能性を自分が願う仕方で支障なく実現できること」と理解します。「自分が願う仕方で」ということの意味は、人生設計に関して多様性を認めると

いうことです。

このように理解した場合、消極的自由と積極的自由の違いはより簡単に表現できるように思われます。消極的自由は、自分がしたいことを他人によって妨げられないことであり、積極的自由は、自分がしたいことを現に実行するだけの力が自分にあることだと言えるでしょう。この力は能力と資力の両方を含みます——要するに、自分がしたいことをするのに必要なものです。このように並べてみれば、消極的自由と積極的自由が全く別個のものではなく、両者の間には連続性があることが分かるでしょう。つまり、まず消極的自由があつて、その上に積極的自由があります。言い換えると、積極的自由は消極的自由を前提します。ですから、積極的自由を実現するために消極的自由を制限するというのは、本末転倒なのです。しかしながら、どの程度まで自由を尊重するかという点に関しては、意見が分かれます。例えば上で引用したナーヴソンは、消極的自由で十分だと考え、その上で労働による私有財産の獲得を消極的自由の一部だと考えます。ただし、ナーヴソンが消極的自由で十分に私有財産を正当化できると考えるのにはわけがあります。というのはナーヴソンは、私有化される前の自然資源が共有ではなくて無主の状態であったと考えるからです。無主の状態であったから、人が自然資源を好きなようにすることを妨げるものが何もないので、私有化も当然許されるのです。しかし私たちは、ロックが私有財産成立以前の自然資源を人類の共有と考えることを見ましたし、またそう考えることが合理的であると主張してきました。ですからこの点で、ナーヴソンに賛成することはできません——自然資源の私有化を妨げるものが何もないというのではなくて、私有財産の正当化には、人類の共有権を凌駕できるだけの、より強力な根拠が要るのです。

他方で、自由を単に消極的自由としてだけではなく積極的自由として捉える立場もあります⁷⁷。消極的自由は既に自己所有権によって保証されています。自己所有権があれば自分の身体の使い方に関して他人からの制約を受けないので、そのような人は——つまり、すべての人は——消極的意味で自由でしょう。ではそれで、人間の自由として十分でしょうか。消極的自由という意味では、蟬やカブト虫でも、人間に見つからず生活環境を人間に侵害されない限りは、自由でしょう。しかしそれは人間の自由ではありません

⁷⁷ Waldron 1988: 284-322、グレイ：100などを参照。

せん。森の中で他人の干渉を受けずに育った野生児についても同様です。人が人間として自由であるためには、社会の中で一定の条件を備えている必要があります。その条件の中で特に重要なのが教育と私有財産です。問題は、自分の身体以外の物に対する所有権（私有財産権）を正当化する根拠は何か、ということでした。私有財産成立の原則に関する第5の解釈が提案するのは、私有財産が人間の積極的自由にとって必要であるという見方です。

私有財産は、ナーヴソンが考えたように簡単に消極的自由によって正当化することはできません。しかし、人間が人間として自律的に生きるためには、自分の身体以外にも他人の干渉を受けずに支配できる物が必要です。こうして積極的自由によって正当化される私有財産には、土地、建物、生産財、消費財、金銭など、ありとあらゆる物があるでしょう。その中で何をどれだけ必要とするかは、各人の人生設計に応じて様々であるでしょう。しかし、たとえどのような人生設計をもつにせよ、なにがしかの私有財産は必要です。しかも積極的自由はすべての人の権利ですから、すべての人に私有財産をもつ権利があります。これは、誰も私有財産から排除されない、すべての人が私有財産を保証されるべきだという意味です。ただし、どれだけ私有財産を保証できるかは、状況に応じて異なりうるでしょう。例えば、大きな大陸に少数の人間がいる場合と、小さな島に多数の人間がいる場合では、当然、利用可能な私有財産の量が異なってくるでしょう。また、同じ面積であっても、豊かな土地と貧しい土地とでは、やはり異なるでしょう。ですからここでは、すべての人がどれだけ私有財産を保証されるべきかという点に関しては、積極的自由を実現するのに必要な最小限の私有財産と述べておくに留めます。

第6節 結論

以上、なぜ労働が私有財産を生むことになるのかという点に関して5つの解釈を検討してきました。その中で、第1の見方である一体化は、心理的一体化も含めて、権利の問題とは無関係です。第2に、功績という見方は、労働することが何故功績になるのかに関して説得的な説明を与えませんでした。また、第4の効用という見方については、私有財産（私有財産成立の原則）と効用との結び付きが必然的ではないこと、つま

り他の制度のほうが効用に適う可能性もあることを見ました。それに対して第3と第5の見方、価値創造と自由の拡張は、なぜ人が労働を加えた対象がその人の私有財産になるべきなのかを十分説得的に説明すると思われました。そうすると、なぜ2つの解釈が妥当なものでありうるのか、疑問に思われるでしょう。というのは、いくつもある解釈の内、1つが正しいければ他のものは間違いであると思われるからです——価値創造という見方が正しいのであれば、自由の拡張は間違っているであろうし、反対に自由の拡張という見方が正しいのであれば、価値創造は間違っている、というわけです。このように正しい解釈を1つに限ることに抗して、近年、多元的正当化論を唱える人たちがいます⁷⁸。今の場合、多元的正当化論とは、私有財産を正当化する議論が複数個独立にあるとする見方です。つまり、同じ結論に至るのに別々の経路があって、こっちの経路を通って行くこともできればあっちの経路を通って行くこともできるというのです。しかし、たとえ1つの解釈の正しいことが他の解釈の間違いを証明しないとしても、もし1つの解釈が私有財産正当化論として成功するのであればなぜ第2の解釈が必要なのか、疑問に思われるでしょう。もし私有財産を正当化する議論が複数個あるというならば、どれが本質的な議論なのでしょう。少なくとも、複数個あるとされる論拠の間の相互関係を明らかにすべきでしょう。私には、私有財産を正当化する議論が複数個あると主張するのは、私有財産の正当性を示唆する論点をあれこれと挙げているだけであり、あれこれと挙げることによってかえって議論を散漫なものにするように思われます。

私自身は、上で価値創造と自由の拡張という2つの解釈が妥当な解釈だと述べましたが、その2つの解釈はそれぞれが独立にではなく、両者が合わさって私有財産を正当化すると考えます。つまり、価値の創造と自由の拡張という両方の条件を満たした場合に初めて私有財産が正当化されうるのです⁷⁹。このことを主張するために、価値を創造す

⁷⁸ Simmons 1992: 254、森村1997: 115を参照。シモンズは、(1) 人間生活の必要性和神の意図、(2) 労働混入(自由の拡張)という2つの論拠を認め、森村は、(1) 価値創造、(2) 功績、(3) 人格の拡張、(4) 生存と繁栄(効用)という4つの論拠を認めるようである。ただし、森村は別の著作では、私有財産正当化の議論として説得力があるのは価値の創造と自由権の拡張の2つであり、その2つについて「いずれの議論も必要で」あり「片方だけでは不十分である」と述べている(1995: 45、57~59)。であれば、それに合わせてロック的所有論を再構成してもよいのではないだろうか。

⁷⁹ もちろん、私有財産の正当化のためには、私有財産成立の付帯条件や私有財産の範囲条件が満たされることも必要である。

るけれども自由の拡張にならない場合、および自由の拡張になるけれども価値を創造しない場合を考えてみましょう。まず、価値を創造するが自由の拡張にならない場合です。例えば、人間以外の機械や動物や植物が価値を生み出した場合、機械や動物や植物が自由の意識や労働の目的意識をもたない限り、それらの機械や動物や植物に所有権は発生しません。人間の場合でも、例えば私が捨てた種が芽を出し成長して豊かに実を实らせたとしても、私に関心がない限り、私に所有権は発生しないでしょう。また、私が明確な目的意識をもち、労苦して何かを作り上げたとしても、私に私有しようという意志がない限り、作り上げた物に対する所有権は発生しないでしょう。例えば、私が自分が所有するためではなく人々に喜んでもらおうと思って川に橋を架けるような場合です。ですから、対象を自分の自由の拡張のために私有財産として役立てようという意欲がないところでは、労働が価値を創造したとしても私有財産は生み出されません（したがって、正当化されません）。

次に、自由の拡張になるけれども価値を創造しない場合を考えてみましょう。例えば、私が遊ぶためにある原っぱを利用する場合です。その場合、その原っぱは私が自由に遊ぶことにとって必要な手段になるでしょう。しかし、その原っぱに労働を加えて価値を高めるのであれば、その原っぱは私の私有財産として十分に正当化されないと思われまます。つまり、なぜ他の人の利用が排除されるのかが十分に説明されません。先占理論が私有財産の正当化論として不十分な所以です。先占理論とは、対象を他の人よりも時間的に先に占有した人がその対象に対する所有権を獲得するという原理、別言すると、ある人がある対象を他の人よりも先に占有したという事実がその人のその対象への所有権を正当化するという見解です。しかし、ある人がある対象を占有したという一方的行為は、その対象をめぐるその人と他の人との間の権利関係を変えるだけの道徳的意義があるとは思われまます。もし仮にその人がその対象の所有権を望んだとしても、他の人のほうではそれを受け入れるだけの理由がないからです⁸⁰。自分の自由の拡張のために必要な手段としてある対象を利用する場合も同様であって、それだけでは一方的な

⁸⁰ プーフェンドルフが考えたように、先占理論は、同意に基づく最初の規約としては説得力をもちうる (Pufendorf: 537-38; and Olivecrona: 217)。ロックも、最初に労働を加えた人だけに私有財産権を認めるという点では、早い者勝ちの原理を取り入れている。先占理論は、同意に基づかない単独の理論として説得力がないのである。

利己的行為に過ぎません。私的所有権のためには、他人を説得できるだけの根拠が必要であり、それが対象に労働を加えて価値を創造するということでしょう。

以上述べてきたところをまとめれば、こうなります。ロックの私有財産成立の原則——人が労働を加えた物はその人の私有財産になる——を支える論理・根拠は、価値の創造と自由の拡張です。それらは労働ということの客観的意味と主観的意味と言ってもよいものであり、両方が備わって初めて私有財産を正当化できます。ですから、私有財産を正当化する議論は2つあるのではなく、正当化の原理はあくまでも1つであり、労働という1つの原理に客観的と主観的と2つの側面があると言ったほうが適切なのです。

第3章 問題点の解決の試み——その3

第1節 私有財産成立の付帯条件

もう一度、ロックの私有財産成立の基礎理論を構成する3つの原則を挙げておきましょう。

1、私有財産成立の原則

人が労働を加えた物はその人の私有財産になる（27節4～7行）。

2、私有財産成立の付帯条件

「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」（27節12～13行）。

3、私有財産の範囲条件

腐らせずに利用できる範囲内で（31節7～9行）。

この章では、私有財産成立の付帯条件および私有財産の範囲条件について検討します。まず、私有財産成立の付帯条件です。

これまで私はこの条件——英語で書けば *at least where there is enough, and as good left in common for others* ——を私有財産成立のための必要条件（または制約）と見なしてきました。しかし、これについては反対の意見があります。この条件を必要条件とではなく私有財産成立の十分条件と見なす解釈で、ウォールドロンがそのような解釈の代表です（Waldron 1979; and 1988: 209-18）。ですから、ウォールドロンの解釈についてここで一言述べておきます。この条件を私有財産成立のための必要条件ととる解釈と、十分条件ととる解釈とでは、この条件が満たされなかった場合の含意が異なってきます。必要条件ととる解釈によれば、もし他人にも十分なだけ同様な質の物が残されなかった場合には、共有の自然資源を労働によって私有化することは許されません。それと反対に、十分条件ととる解釈によれば、共有の自然資源を労働によって私有化することは、少なくとも他人にも十分なだけ同様な質の物が残される場合には確かに許されるし、そうでない場合でも恐らく許されます（Waldron 1979: 321）。ウォールドロンがこのように考える理由は4つあります。第1に、この条件が述べられた27節10～13行の文において、この条件は必要条件としては述べられていません。英語の *at least where* という表現は *only if* とは論理的に異なり、必要条件というよりも十分条

件と読むほうが自然です (Waldron 1979: 321; and 1988: 210)。第2にロックは、31節1～11行で私有財産の範囲条件を述べるとき、範囲条件が私有財産にかかる唯一の制約であるかのように述べています (Waldron 1979: 320; and 1988: 210)。第3に、もしこの条件が私有財産成立のための必要条件であれば、自然資源がすべての人に行き渡らない可能性がある限り、そもそもいかなる人も私有財産を獲得することができません (Waldron 1988: 213-14)。この議論については、少し後で紹介します。第4に、ロックの考えによれば、たとえ自然資源が十分豊富に存在しなくても、つまり資源が稀少な状況であっても、すべての人には生存する義務があり、そのために必要な物を私有化することが許されます (Waldron 1979: 324-25; and 1988: 213)。

しかし、第1の理由については、確かに *at least where* という表現は論理的に *only if* を含意しませんが、他の多くの箇所でもロックは、他人にも十分に自然資源が残されている場合には私有財産権の成立に関して争いが生じる余地はほとんどなかったという趣旨のことを述べています。例えば、「世界には長らく自然資源が豊富であり人口が少なかったこと、および一人の勤労が及ぶる範囲（他人に損害を与えるような私有化の範囲）がいかに小さかったか——特に、自分の用に供すという理性の定めた限界を守るかぎりには——を考えれば、そのとき私有財産権の成立に関して争いの生じる余地はほとんどありえなかった」（31節11～18行）。「このように改良によって土地を私有化することは、まだ他人にも十分に同じような土地が残されていたので、他人に対して損害にもならなかった」（33節1～3行）。「ある人が存分に川の水を飲んだとしても、他人にも同じ水の流れがそっくり残されていて喉の渇きをいやすことができるのであれば、他人が損害を被ったと考えることはありえなかった」（33節7～9行）。「他の人によって既に私有化されたのと同じくらいよい土地が残されている人は、不平をこぼす必要がなかった」（34節7～8行）。他に36節4～8行、37節8～10行も同様です。これらの箇所は、明らかに、私有財産権の成立に関して争いが生じなかったのは他人にも十分な自然資源が残されていたからであるということ、言い換えれば他人にも十分な自然資源が残されていなかったならば私有財産権の成立に関して争いが生じたということの意味しています。したがって、27節の *at least where* の箇所でもロックの頭の中にあった考えは、「少なくとも他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている場合に

は、共有の自然資源を労働によって私有化することができる。しかし、もし他人にも十分なだけ同様な質の物が残されなかった場合には、どのようにして私有財産権が成立するのか、分からない。少なくとも労働によってというような単純な仕方では行かない」というようなものだったと考えられます。

ウォールドロンの第2の理由については、私有財産の範囲条件は私有財産の大きさに関する制約であり、私有財産の大きさが問題になるときは私有財産の成立は前提されています。言い換えると、私有財産の範囲条件は、私有財産が成立した場合に、それがどれだけ大きくてもよいのかという疑問に答えるものなのです。ですから私有財産の大きさに関しては、確かに私有財産の範囲条件が唯一の制約です。もちろん私有財産の成立にかかわる制約と私有財産の大きさに関する制約とは別々の問題ですが、全く無関係でもありません。実際にロックは、私有財産の範囲条件が守られる限り私有財産成立の付帯条件が破られることはないと考えているようです（31節15～18行、36節3～8行）。ですからある意味では私有財産成立の付帯条件のほうが私有財産の範囲条件に先立つより重大な条件ですが、範囲条件のほうがより強い条件になっています。範囲条件を守っていれば私有財産成立の付帯条件のほうも守られるのですから、ロックがもっぱら範囲条件について語ったとしても不思議はありません。

第3の理由についてはすぐこの後で検討しますが、今ここでは、私有財産成立の付帯条件は解釈の余地があるので直ちに私有財産を不可能にするわけではないということだけを言っておきます。ウォールドロンの第4の理由はもっともだと言わざるをえませんが、しかしながら、私有財産は、単に生存するためだけではなくて、快適な生活を送るためにあります（26節2～4行、34節1～3行、44節5～6行）。ですから、資源が稀少な状況でも、生存に必要な物を手に入れて消費することは、確かに生存権によって無条件的に認められるのかもしれませんが、しかし、私有財産ということでもっぱら問題になるのは、それ以上の部分、人間らしい快適な生活を送るための私有財産です。この部分については、資源が稀少な状況でも認められるかどうか、分かりません。少なくとも、資源が稀少であれば、共有資源の私有化に対して他人が権利の侵害を言い立てることは十分に考えられます。さらに言えば、生存するために必要な部分であっても、生存権によって無条件的に保障されるのでしょうか。例えば、雪山で遭難した二人にチョコ

レートが1枚しかないとします。一方の人は、他方の人にも自分と同じだけのチョコレートを残さないで、自分の生存権を盾にとってそのチョコレートを独り占めにできるでしょうか。もしそういうことが物理的に可能だとしても、他方の人にも同じ権利があつて、他方の人と同じように実力を行使しようとするでしょう。そうすれば、闘争状態に陥るのであつて、道徳的に正当な権利が支配する状態ではなくなるでしょう。しかし、既に第1章第1節の中ほど（19頁）でも論じたように、ロックは、万人に納得のいく円満な仕方でも私有財産の成立を説明することをもくろんでいるように思われます。

以上によって、ウォールドロンの第1の理由、第2の理由、第4の理由については反論できたと思います。次に、ウォールドロンのあげる第3の理由、すなわち私有財産成立の付帯条件が私有財産を不可能にするという論点について検討します。

ある意味では、自然資源の私有化がこの付帯条件を満たすことは不可能なようにも思われます。例えば、Aさんがある土地を私有化するとしましょう。そうするとその分だけ、他人に残された土地は、以前よりも小さくならざるをえないからです。しかしながら、この点に関しては、ロックに既に答えがあります。序論の第1節でも見たように、ロックは次のように述べています。

他人が利用できる土地を十分に残しておく人は、何も取らないのと等しい。

(33節5～7行)

つまり、他人が利用するのに十二分なだけの土地が残っている限りは、残された土地の面積が減ったとしても何の差し障りもない、というのです。Bさんにとっては、Aさんが私有化したのと同じだけの土地がBさんにも残されている限り、それ以上に残された土地がどれだけ広かろうと狭かろうと関心事ではないのでしょう。

ですから確かに、Aさんによる土地の私有化は、次の人Bさんにも同様の土地が残されていれば正当化されます。それでは、Bさんは、Aさんと同様の土地を私有化できるでしょうか。Bさんによる土地の私有化は、その次の人Cさんにも同様の土地が残されていれば正当化されるでしょう。Cさんによる土地の私有化は、さらに次の人Dさんにも同様の土地が残されていれば正当化されるでしょう。しかしこのように辿っていけば、いつか必ずZさんに行き着くでしょう——Zさんには、前の人Yさんと（したがっ

てAさんと)同様の土地がもはや残されていないのです。そうすると、Yさんが土地を私有化することは正当ではありません。もしYさんが土地を正当に私有化することができないのであれば、その前の人Xさんによる土地の私有化も正当化されえませんが、さらにその前の人Wさんによる土地の私有化も正当化されえませんが、このように遡っていくと、結局、最初の人Aさんも土地を正当に私有化できないということになります。これが「遡行議論」と呼ばれる議論です(ノージック:295~296)。

別の言い方をしてみましょう。いま仮に世界の人口が100人だとします。また世界の利用可能な土地面積がLヘクタールだとします。そうすると、一人が私有化する土地の面積が200分のLヘクタールならば、すべての人が土地を私有化しても猶余りあるほどの土地があります。実際、ロックは、17世紀の時点の話ですが、世界の土地の広さについて「世界の2倍の人口にとっても十分なだけある」と述べています(36節36~37行)。しかしながら、やがて人口は増えるでしょう。そして100人が200人になったとき、世界の利用可能な土地は完全に私有化されつくし、もはや空いた土地は残っていないでしょう。そうすると、次の人つまり201番目の人は土地を得ることができません。どうしたらよいのでしょうか。土地の再分配をすべきでしょうか。つまり、200人が少しずつ土地を出し合って、201番目の人も201分のLヘクタールの土地を獲得できるようにすべきでしょうか。しかし、ロックがそのような土地の再分配を想定しているとは思われません。

「市民政府論」を読む限りでは、ロックは共有の自然資源の最初の私有化のみを考えているように思われます。ですから、共有の自然資源の私有化が完全に終了した段階で、私有財産成立の原則はもはや用済みになって、その後の私有財産は私有財産の移転(交換や売買、相続や贈与)の原則によって律せられるのかもしれませんが。あるいはロックは、201番目の人は200番までの人の子供に違いなく、そうであれば201番目の人は自分の親から私有財産(土地)を相続することができるので、新たに私有化できる共有資源が存在しなくてもかまわないと考えたのかもしれませんが。しかし人口が増加するときには、子供の数は多いものです。子供の数が1人ではなくて2人や4人であったならば、どうでしょうか。人口が200人ではなくて400人になったとき、さらに800人に

なったとき、もし土地を子供の間で均等に分割すれば、一人当たりの土地は400分のLヘクタール、さらに800分のLヘクタールになるでしょう。200分のLヘクタールが一人にとって必要にして十分な土地であったとしたら、400分のLヘクタールや800分のLヘクタールの土地では生活が成り立たなくなってしまいます。このような事態を避けるために、例えば長子相続を行ったとしたら、長子には親と同じ200分のLヘクタールの土地がありますが、長子以外の子供には1片の土地もないことになります。それでは、最初の200人は共有の自然資源を労働によって私有化することができたのに、彼らの長子以外の子供はどうして土地を労働によって私有化する権利をもたないのか、という疑問が生じるでしょう⁸¹。

こういった難点を回避するために、ロックはある提案をしているように思われます。すなわち37節でロックは次のように述べています。

労働によって土地を私有する人は、人類の共有財産を減らすのではなく増加させる。というのは、囲い込まれ耕された土地1エーカーから生産される、人間の生存に役立つ食料 (provisions) は、同じように肥沃な土地1エーカーが共有のものとして荒れ地になっている場合に生産される食料の10倍である。したがって、土地を囲い込んで10エーカーの土地から、自然に任された100エーカーの土地から得られるよりも多くの食料 (conveniencys) を生み出す人は、人類に90エーカーの土地を与えていると言ってよい⁸²。(37節11～20行)

⁸¹ 私有財産成立の付帯条件を共時的な適用に限定する論理的必然性はない。つまり私有財産成立の付帯条件にある「他人」を、将来の世代を排除して、ある人が私有財産を獲得する時点で存在している他人に限定する必然性はない。確かに36節36～37行でロックが世界の土地について「2倍の人口にとっても十分なだけある」と述べるとき、ロックはある時点で現に存在する人間だけを考慮しているように思われる。したがってロックは、主として共時的な適用を念頭においているのかもしれない。しかし、ロックの論理はそこに留まるものではない。共時的と言っても、すべての人が私有財産を同時に獲得するわけではなくて、やはりそこには、先に獲得する人と後で獲得する人という先後関係があるだろう。その意味で、私有財産成立の付帯条件は既に通時的なのである。言い換えれば、「他人」ということが意味しているのは後で私有財産を得る人ということであり、「後で私有財産を得る人」の生年月日は問題ではない。

⁸² 参考までに述べると、37節のこの引用箇所を含む10～29行は、「市民政府論」第3版(1698年)の改訂でロックが書き加えた議論で、第4版(1713年)から印刷されている(cf. Laslett: 294; Macpherson: 211)。

労働する人は価値を創造するわけですから、その人の努力によって、かつて共有地100エーカーが供給していた食料に比して1.9倍の（つまり共有地190エーカーに相当する）食料が供給されるというのです。この箇所が示唆するのは、私有財産成立の付帯条件の次のような解釈です。そもそも、「十分なだけ同様な質の物が残されている限り」という付帯条件の中で「同様な質の物」とはいったい何でしょうか。「同一の対象」という意味でありえないことは明らかです。ではその対象をどのように記述すればよいのでしょうか。「蜜柑」や「林檎」といった種を表す普通名詞で記述すればよいのでしょうか。しかしそれでは、希少種を私有化することは瞬く間に不可能になります。蜜柑の木を伐って林檎の木を植えることもできなくなります。むしろ「食料」や「生活物資」、さらには「価値」といった一般的な用語で捉えたほうがよいでしょう。そのように解釈することによって、「労働によって土地を私有する人は、人類の共有財産を」増加させると言えます。

ノージックは、私有財産成立の付帯条件に関して、厳格な解釈と緩やかな解釈の2つを区別しました（ノージック：295～297）。厳格な解釈によれば、Aさんがある物を私有化するのであれば、それと同じ種類の物を他の人たちも同じ分量だけ私有化できるのでなければなりません。他方、緩やかな解釈によれば、Aさんがある物を私有化した後も、他の人たちが以前に利用できていた物を同じように利用できるのであれば、Aさんの私有化は正当です。ノージックの言う厳格な解釈と緩やかな解釈の主要な違いは、厳格な解釈が他の人たちの私有化可能性を要求するのに対して、緩やかな解釈は私有化ではなくて単なる利用可能性を要求する点にあると思われまます。ただしそれだけではなくて、あと2点注意しておくべき違いもあります。第1に、厳格な解釈では、「同じ」の比較対象がAさんが私有化する物であるのに対し、緩やかな解釈では、「Aさんがある物を私有化する以前に他の人たちが利用していた物」です。第2に、厳格な解釈は、私がすぐ上の段落で述べた「同じ種類の物」の私有化可能性を要求するのに対し、緩やかな解釈は、一般的な生活物資の利用可能性を要求するように思われまます。

ノージックの言う厳格な解釈は言わば文字通りの解釈であって、それによれば、上で述べた「遡行議論」の故に私有財産成立の付帯条件を満たすことはほとんど不可能になってしまいます。この難点を回避するために考えられたのが緩やかな解釈であり、そ

れによれば、私有財産成立の付帯条件の趣旨は「他人の状況を悪化させない」という点にあります。このような解釈を示唆する箇所は、ロックの「市民政府論」の中にいくつもあります。例えば31節や33節でロックは、食料や土地の私有化が他人に損害（prejudice）を与えなかったと述べています⁸³。特に33節の箇所は先にも引用しましたが、もう1度挙げておくに値します。

このように改良によって土地を私有化することは、まだ他人にも十分に同じような土地が残されていたので、他人に対して損害にもならなかった。（33節 1～3行）

ここでは、「他人にも十分に同じような土地が残されていたので」という形で、そのことの真意が「他人に対しても損害にならなかった」ということであることが明確に述べられています。ですから、ロックの「市民政府論」は緩やかな解釈を十分に許容するし、哲学的観点からはそのように解釈したほうが、私有財産の成立を不可能にしないという意味でロックの私有財産論が魅力的なものになるように思われます。実際にこのような解釈の方向性を大胆に示したのが、少し上で引用した37節11～20行の、土地の私有化が人類の共有財産を増加させるという議論です。例えばAさんが10エーカーの土地を私有化しても、たしかにそのことによって他の人たちが私有化できる土地も利用できる土地も減りますが、他の人たちが利用できる食料が増えるのならば、他の人たちが損害を被ったとは言えないわけです。このように私有財産成立の付帯条件に関して緩やかな解釈をとれば、「遡行議論」を回避し、ウォールドロンのあげる第3の理由を退けることもできるのです⁸⁴。

⁸³ 31節15行および33節2行。他に33節7行、36節6行、15行、21行、22行、37節9行も参照。

⁸⁴ 下川は、私有財産成立の付帯条件に関して巧妙な解釈を提示している。すなわち、「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」という制約（十分性の制約）は他人への危害を回避するための十分条件であり、他人への危害の回避こそが私有財産成立のための必要条件だというのである（下川2000：141～144）。この解釈は、他人への危害の回避が私有財産成立のための必要条件だと考える点で、限りなく私の考えに近いようにも思われるが、十分性の制約の位置付けが私の解釈の場合とは違っている。下川の解釈によれば、他人にも十分なだけ同様な質の物が残されているならば他人への危害が回避されるし、もしそうでない場合でも他人への危害を回避することはありうる。しかし、ある人が自然資源を私有化したとき、他人に

ところで、このように解釈されたとき、私有財産成立の付帯条件は、ある奇妙な主張を含むように思われます。それは他でもない、私有財産が人類の共有財産を増加させるという主張です。というのも、自然資源を私有化することによって増えるのは、自然資源を私有化する人自身の財産であって、それはもはや共有の財産ではないはずだからです。例えばAさんが10エーカーの土地を私有化した場合、土地が増えるのはAさん個人であって、他の人たちはその10エーカーの土地から排除されます。また私有化によってこの10エーカーの土地から収穫できる食料が10倍になったとしても、それはAさんの私有財産であって、決して人類の共有財産ではないはずだからです（もし人類の共有財産であれば、Aさんの私有財産ではないでしょう）。にもかかわらず、私有財産が人類の共有財産を増加させるとはどういうことでしょうか。

確かに、ある意味では、個人の富が増えれば個人の集合としての社会の富も増えると言えます。しかし、このような意味で人類の財産が増えると言われているのではないことは明らかです。単に人類の財産が増えるというのではなくて人類の共有財産が増えると言われているのだからです。

まず注意すべきは、「人類の共有財産」と訳した37節12行の原文が the common stock of mankind だという点です。つまり、一応「財産」と訳しましたが、原文では stock という言葉が使われているということです。この点は、同様の趣旨のことが述べられる36節の29～32行でも同じで、そこでは the stock of Corn という表現が使われています。ですから正確に言えば、人類にとって増加するのは確かに共有財産ではありません。stock とは、すなわち物の貯えであり、利用可能な物のことです。ということは、ロックの主張は次のようなことになります。確かにAさんが10エーカーの土地を私有化することによって得られるようになった10倍の食料は、所有権の点ではAさんの専有物（私有財産）であるが、それが他の人たちにとっても利用可能になる。

どうしてAさんの私有財産が他の人たちにとっても利用可能になるのでしょうか——私有財産ということの意味は、他の人たちが勝手に利用できないということであつたは

も十分なだけ同様な質の物が残されていないならば、どのようにして他人への危害が回避されるのだろうか。この点が私には分からないし、ロックもこの点に関して何も述べていない。むしろロックの論述からは、充分性の制約が守られないならば他人が損害を被るように思われる。つまり、本文でも論じたように、私有財産成立の付帯条件は充分条件ではなくて必要条件だと思われるのである。

ずです。ここで考えられるのが、交換ということです。他の人たちはAさんの財産を確かに勝手には利用できませんが、交換を通してならば利用できるでしょう。Aさんは収穫した10倍の食料のうち一部は恐らく自分で直接消費するでしょうが、それを除いた残りの部分はおもってもしようがないので売り（市場）に出すだろうからです。このような事情があるので、ロックも36節で、荒地を耕して私有化した人に他の人たちは感謝すると述べているのでしょう。Aさんがしているのは、あくまでも自分の私有財産を獲得し、自分の私有財産を増やすことです。しかしそれが人類にとって利用可能な資源を増やすことになる。このような考えの思想的背景としては、私利の追求が神の見えざる手に導かれて結果的に公益につながるという思想をあげることができるかもしれません⁸⁵。

それはともかくとして、ロックのこの主張——私有財産が他の人たちにとっても利用可能な資源を増やすという主張——は、第1には事実に関する主張であると思われます。つまり、私有財産は他の人たちにとっても利用可能な資源を増やすことになるので、私有財産成立の付帯条件が満たされる、というのです。しかし同時にこの主張は、私有財産成立の付帯条件と結びついているので、規範的な主張にもなっています。つまり、私有財産成立の付帯条件が満たされるためには、私有財産は他の人たちにとっても利用可能な資源を増やさなければならない、というわけです。この点について、マクファーソンは次のように述べています。

この主張はもちろん、総生産の増加が、交換を通じて、十分な土地が得られなかった人たちにも恩恵をもたらす、あるいは少なくとも損害をもたらさないということを仮定している⁸⁶。（Macpherson: 212）

つまり、これはあくまでも仮定であって、この仮定が成り立つ場合には私有財産も正当に成り立つが、この仮定が成り立たない場合には私有財産も正当ではありえないということです。ただしマクファーソンによれば、ロックはこの仮定が事実成り立つと考えています。ロックは次のように述べているからです。

⁸⁵ この思想については、竹内：26～29 および大河内：34 を参照。

⁸⁶ 訳文は拙訳である（邦訳ではマクファーソン：240）。

アメリカで広く豊かな領地をもつインディアンの王でも、イギリスの日雇い労働者より衣食住において劣っている。(41節8～10行)

ここでは、私有財産制度のある社会が私有財産制度のない社会と較べられているように思われます。そしてロックの判定では、イギリスのほうがアメリカ・インディアンの部族よりも圧倒的に豊かだということです。

確かに、私有財産制度のあるイギリス社会のほうが私有財産制度のないアメリカ・インディアンの部族よりも圧倒的に豊かだと言うことはできるでしょう。しかしそれでもって、私有財産が他の人たちにとっても利用可能な資源を増やすとは直ちには言えません。他の人たちにとって利用可能な資源を増やさないような私有財産がありうるからです。ですから、一般的な次元で私有財産制度が富を増やす傾向があるということだけではなくて、個々の私有財産について、それが他の人たちにとっても利用可能な資源を増やしているかどうかを問う必要があります。

実際にロックの論述でも、他の人たちにとっても利用可能な資源を増やすと言われているのは、個々の私有財産です(36節26～32行、37節11～16行)。また、そもそも私有財産成立の原則で労働が正当化するの、私有財産制度ではなくて個々の私有財産です。私有財産成立の原則には価値の創造と自由の拡張という2つの側面があることを既に第2章で見ましたが、価値を創造するのは個々の労働であり、自由を拡張するのも個々の私有財産だからです。したがって、私有財産成立の付帯条件を満たすかどうか問われているのも個々の私有財産なのです。ですから上で引用した41節の主張は、単に一般的な主張と見なすことができます。つまりその主旨は、だいたいにおいて私有財産は他の人たちにも利用可能な資源を増やす傾向があるということであって、例外を認めないわけではないのです。

そこで次に、私有財産が他の人たちにとっても利用可能な資源を増やさない場合について考えてみましょう⁸⁷。これは2つの方向から考えることができます。第1に、私有

⁸⁷ 厳密に言えば、私有財産が他の人たちにとっても利用可能な資源を増やす場合と他の人たちに損害をもたらす場合との中間に、利用可能な資源を増やすわけでも損害をもたらすわけでもない場合を考えることができる。例えば、他の人たちが利用できなくなる資源と新たに利用できるようになる資源とが釣り合う場合である。この場合も一応、私有財産は他の人たちに損害をもたらしていないので、ロックの考えでは、私有財産成立の付帯条件を満たすだろう。以下において私が論じたいのは、最終的に他の人たちにとっても利用可能な資源を増やさない場合で

財産を得た人がそれを自分だけで利用して、他人がその恩恵に与ることを一切許さない場合があります。例えば、広い土地を耕して私有化し、そこから得られる豊かな収穫で自給自足の生活を送る場合や、広大な土地をわたくしの狩猟場やわたくしのゴルフ場にする場合が考えられます。これらの例のうち、わたくしの狩猟場やわたくしのゴルフ場は、確かに他の人たちに利用可能な資源を増やさないので、私有財産成立の付帯条件を満たさず、したがって私有財産として正当化されないと考えられます。しかし、自給自足の例についてはどうでしょうか。土地を得て、そこで自給自足の生活をする人は、他の人たちにも利用可能な資源を増やすのでしょうか。一見したところ、自給自足の人は、自分の土地から他人を排除するだけで、そこから上がる収穫、例えば小麦を誰とも交換しないのですから、他の人たちに利用可能な資源を増やさないように思われます。そうすると、土地を耕して自給自足の生活をするのが正当でなくなってしまう。しかし、そのような自給自足的な農民の土地所有をロックが不正と見なすとは、想像するのが困難です。

この点に関して、ウルフが次のような興味深い解釈を述べています。

例えば、耕された土地は、未耕作の土地に較べて生産高が10倍であるとしよう。人は、もし私有地がなければ、共有の、恐らくは未耕作の土地から食料を得て生きていかなければならない。また一人が生きていくには、未耕作の土地ならば10エーカーが必要だとしよう。しかし、耕された土地ならば1エーカーで、同じだけの収穫が上がる。だから、1エーカーの土地を得て耕す人は、実質的に9エーカーの土地を他の人たちに返しているのである。かくして議論の要点は、単に、労働を加えることによって土地の生産性を高めるが故にその土地を私有できるということではない。むしろ、強調点は、土地を得てその生産性を高める人は、それによって他の資源への負荷を減らし、他の資源を他の人たちの利用に供するということなのである⁸⁸。(Wolff: 104)

要するに、共有の未耕作の土地10エーカーから食料を得て生きていた人（Aさん）が、その中の1エーカーの土地を耕して生きていくようになれば、その人は残り9エーカーの土地を他の人たちに返すことになるわけです。このウルフの解釈によれば、Aさんが

はなくて、そもそも最初から他の人たちにとって利用可能な資源を増やさない場合である。

⁸⁸ 訳文は拙訳である（邦訳ではウルフ：171～172）。

1 エーカーの土地を耕して自給自足の生活をする場合、他の人たちは確かにその1 エーカーの土地から得られる収穫物の交換という仕方では、私有化の恩恵に浴しません。しかし、Aさんが9 エーカーの土地から手を引くことによって、他の人たちはその9 エーカーの土地を利用できるようになるので、私有財産成立の付帯条件が満たされます。したがって、Aさんが1 エーカーの土地を私有化することも許されるのです。この解釈であれば、確かに、土地を私有化して自給自足の生活をするのが問題なく許されるように思われます。

しかしながら、このウルフの解釈は、Aさんが大変良心的な人であることを前提しています。というのは、Aさんが共有地10エーカーの中から1 エーカーを私有化するとき、それは必ずしも、残りの9 エーカーの土地への共有権の放棄とは組み合わせさっていないからです。残りの9 エーカーの土地は依然として共有地であり、Aさんも含めて誰でも利用できるのです。これは、私有化についての一般的な考察から理解できます。例えば、ドングリを拾って私有化した人は、そのことによって他の資源への共有権を放棄するわけではなくて、翌日さらに別のドングリを拾ったり他の果物を採集することもできるでしょう。土地を耕して自分のものにした人は、さらに別の土地を耕して私有地を増やすことを妨げられるわけでもありません。ですから、たとえ耕作地1 エーカーからの収穫で生存が可能になるとしても、Aさんが残りの共有地9 エーカーから手を引く十分な理由にはなりません。むしろ、共有地9 エーカーは従来通りに利用し、私有地1 エーカーからの生産増によって生活をより豊かなものにすると思うほうが自然でしょう。もしそうであれば、Aさんが1 エーカーの土地を私有化したとき、他の人たちにとって利用可能な資源が何ら増えるわけではありません。

それでもAさんが本当に良心的な人であった場合にはどうでしょうか。つまり、Aさんが単に他の人たちと物を交換しないというだけではなくて、共有地9 エーカーから完全に手を引いて、文字通り1 エーカーの私有地だけで自給自足の生活をする場合には、他の人たちにとって資源を増やすことになるのでしょうか。この場合にも、ウルフの解釈には不自然な点があります。すなわち、ウルフの議論では、共有で未耕作の土地10エーカーをもともとAさんだけが利用していたかのように述べられている点です。Aさんが土地1 エーカーを耕して生きることが残りの土地9 エーカーを他の人たちに返すことに

なると言うのは、他の人たちが元々その9エーカーの土地を利用できなかったということとを前提しているからです。しかしこの前提は、10エーカーの土地がもともと共有であったという仮定に反します。10エーカーの土地が他の人たちにとって元々利用できた所であってみれば、Aさんが9エーカーの土地を利用しなくなるからといって、その9エーカーを他の人たちに「返す」と主張するのは、理不尽でしょう。

確かにこの批判は、1エーカーの土地を私有化する前にAさんは生きていくために10エーカーの未耕作地を利用していたという論点を、余りにも文字通りに受け取っているかもしれません。ですから、そこは改善して、例えばAさんを含む10人で100エーカーの土地を共同利用していたと想定すれば、ウルフの解釈は救われるでしょうか。つまり、Aさんは文字通りの意味で9エーカーの土地を他の人たちに返すわけではありませんが、9エーカーの未耕作地から得られる食料に相当するだけの食料を99エーカーの共有地で利用しなくなるわけです。その意味では、9エーカーの未耕作地に相当する資源を他の人たちに返していると言えるかもしれません。

しかし、それで本当に the common stock of mankind が増えていると言えるでしょうか。Aさんが1エーカーの土地を私有化する前に、共有地は100エーカーでした。Aさんが1エーカーの土地を私有化した後、共有地は99エーカーになります。the common stock of mankind も、未耕作地100エーカーが産する食料（100エーカー相当）から未耕作地99エーカーが産する食料（99エーカー相当）に減少しています。確かにAさんを除く他の9人にとっては、利用できる食料が未耕作地90エーカー相当から未耕作地99エーカー相当に増えています。一人当たりで考えれば、10エーカー相当から11エーカー相当に増えているわけです。けれども、ここで the common stock が増えているように見えるのは、Aさんが共有地を共有する共同体を離れるからに過ぎません。これは、例えば誰かが死亡したり誰かの取り分を減らしたりすれば、他の人たちが利用できる資源が増えると言っているのと変わりません。確かにAさんが利用する土地が10エーカーから0エーカーまたは1エーカーに減れば、他の人たちが利用できる土地は90エーカーから100エーカーまたは99エーカーに増え、その人たちが利用できる食料も未耕作地90エーカー相当から未耕作地100エーカー相当または99エーカー相当に増えます。しかし、the common stock of mankind は実質的に何ら増加していません。

確かに21世紀前半の日本では、人口が減少すれば生活が豊かになるという主張にもある程度の説得力が感じられるかもしれません。しかし、私有財産が the common stock of mankind を増やすというロックの主張には、労働が価値を創造するという考えが元にあります。ですからロックの主張は、ウルフがしたように消極的に解釈するべきではなく、むしろ労働が価値を創造することによって現実に the common stock of mankind を増やすと考えるほうが自然です。つまり、Aさんが1エーカーの土地を私有化することを通して、the common stock of mankind は未耕作地100エーカー相当から109エーカー相当に増えるわけです。したがってウルフの解釈は、意表を突くような興味深い解釈ではありますが、やはり退けられるべきです。

そうすると、この未耕作地109エーカー相当の食料が the common stock of mankind であると言えるためには、増産分である未耕作地9エーカー相当の食料が単にAさんだけではなくて他の人たちにとっても利用可能でなければなりません。そうでないと、Aさんは私有財産成立の付帯条件を満たすことができません。それでは結局、ウルフの解釈を紹介する前に取り上げた問題はどうなるのでしょうか。ロックは、自給自足的な農民の土地所有を正当でないと考えるのでしょうか。

明らかにロックは、自給自足的な農民の土地所有を不正だとはみなしませんでした。それはロックが、人類にとって十二分なだけ世界には土地があると想定していたからです。また自給自足の生活に何ら不正なところがあるとも思われません。そもそも、人間が自分で食べるために食料を採集することは、資源の正当な私有化の典型例です（28節1～11行）。ですからその意味で、自分の労働が他人に利益をもたらさなければならない理由はないわけです。

しかしながら、私有財産成立の付帯条件を深刻に受けとめる限り、また逆行議論を避けようとするれば、自給自足的な生活が許されないようにも思われます。私有財産は、他の人たちにも利用可能な資源を増やさなければならないように思われるからです。この行き詰まり状況は、どのように解決できるのでしょうか。私は、私有財産成立の付帯条件が、土地などのように有限な資源の場合と動植物や水などのように再生可能な資源の場合とで少し異なった仕方で適用されるのではないかと考えます⁸⁹。有限な資源の場合に

⁸⁹ もちろん、このような区別は絶対的なものではない。土地のように有限と思われた資源であっても、新大陸の発見や宇宙開発によって無限と思われるほどの空間・土地が利用可能にな

は、遑行議論を避けることができないので、私有財産は他の人たちにも利用可能な資源を増やさなければなりません⁹⁰。しかし、再生可能な資源であれば、私がいくらかを私有化し利用しても、その自然資源は次々と再生・供給されます。ですから、私が私有化した資源を自分だけで利用しても、他の人たちにも利用可能な資源がまだ十分に残されるわけです。

実際にロックの論述も、このような二段階の思考を示唆します。というのも、私有財産が他の人たちにとっても利用可能な資源を増やすという議論が述べられる37節10～29行は、次のような議論の後にロックが書き加えた箇所だからです。

人間には、自分が利用できるだけの自然資源を労働によって私有化する権利がある——けれども、これは大した分量にはならないし、同様な勤労を惜しまない人たちにとって資源が同じように豊富に残されている所では、他の人たちにとって損害にもなりえない。(37節6～10行)

るかもしれない。動植物や水のように再生可能な資源であっても、再生よりも利用のほうが速ければ、やがて利用し尽くされるし、再生可能な資源の全部を一人または少数の人が独占してしまうこともありえるからである。

⁹⁰ 再生可能な資源でもなく、一見したところ私有化が他の人たちにとって利用可能な資源を増やすわけでもないような資源として、鉱物のようなものが考えられるかもしれない。例えば、未発見の鉱物を誰かが発見して私有化した場合、その人は確かに、他の人たちが利用していた資源を減らしていない——その鉱物を他の人たちはそもそも利用していなかったからである。その意味で、このような鉱物の私有化も、緩やかに解釈された私有財産成立の付帯条件を満たすと言えるかもしれない。

しかし他方、このような発見者—創造者の論理は、将来の世代にとって酷に過ぎるだろう。「他人の状況を悪化させない」というときの比較の基点として、ある人がある資源を私有化する前に他の人たちが現に享受していた状況が考えられるならば、将来の世代は全く考慮されないことになる。つまりこの論理で行けば、現在の世代が資源を消費し尽くして将来の世代に何の資源も残さないことも正当化されてしまう。しかし、自然資源が人類の共有財産であるというとき、その人類に将来の世代が含まれない理由はない。したがって、比較の基点としては、むしろ、ある人がある資源を私有化しなかった場合に他の人たちが享受したであろう状況を考えたほうがよい。そうすると、例えば石油のように消費したらなくなってしまう有限な資源の私有・消費は、どのようにして私有財産成立の付帯条件を満たすことができるのだろうか。ロックの論理で行くとすれば、次のように言うことができるのではないだろうか。石油を私有・消費する人は、それだけの価値を将来の世代から奪うことになるが、それ以上の(あるいは少なくとも同等の)価値を別の形で社会に還元して将来に伝えれば、私有財産成立の付帯条件を満たすことができる、と。

ですから、私有財産成立の付帯条件に関してロックの思考は、次のようなものであったと考えられます。つまり、私有財産は、他の人たちにも十分な自然資源を残さなければならない、あるいはそれができない場合には他の人たちにとっても利用可能な資源を増やさなければならない、というものです。この思考の2段階は、おおむね、私有財産成立の付帯条件についてノージックが区別した2つの解釈——厳格な解釈と緩やかな解釈——に対応します⁹¹。したがって厳格な解釈も、私有財産成立の付帯条件の解釈として見込みがないということにはなりません。厳格な解釈と緩やかな解釈とはどちらか1つが正しいというのではなくて、私有財産成立の付帯条件はいずれかの解釈によって満たせばよい、どちらの解釈によって満たしてもよいというのが実相だからです。

そうすると、確かに、自給自足的な採集の生活は正当性を否定されません。しかし、土地は供給が限られているので、土地の私有化は、他の人たちにとっても利用可能な資源を増やすのでなければなりません。そうでなければ、私有財産成立の付帯条件を満たすことができません。ということは、自給自足的な農民の土地所有は、正当性が認められないということです。ロックが自給自足的な農民の土地所有を不正と見なさないのは、世界には土地が豊富にあるという前提があるからに過ぎません。この前提は、ひょっとしたらロックの時代には適切であったかもしれませんが、しかし、逆行議論がしているように、将来の人口増も考慮に入れるならば、世界には土地が豊富にあるとは言えません。したがって、その有限な土地を私有化するためには、他の人たちにとっても利用可能な資源を増やすことによって私有財産成立の付帯条件を満たす必要があるのです。

さてそれでは、私有財産が他の人たちにとっても利用可能な資源を増やさない場合について、もう1つの方向から、つまり他の人たちの側から考えてみましょう。例えばAさんが1エーカーの土地を私有化するとき、それが他の人たちにとっても利用可能な資源を増やすといっても、Aさんが他のすべての人と直接に取り引きできるとは考えられません。恐らくはAさんがBさんと取り引きし、BさんがCさんと取り引きするという

⁹¹ ただし、厳格な解釈との少しの違いとして、「同様な質の物」が何かという点は、余り厳格にはなく、ある程度緩やかに解釈される必要がある——例えば、蜜柑と林檎は同様な質の物という具合に。再生可能な資源といえども、個々の種類ごとに見れば必ずしも豊富にあるとは限らないからである。また、緩やかな解釈との少しの違いについては、直前の注90を参照。

ような取り引きの連鎖や網の目を通して、他の人たちはAさんの収穫増の恩恵に与るでしょう。これは、暗黙の了解事項であるように思われます。しかし、この取り引きの連鎖や網の目は、その恩恵が他のすべての人に行き渡ることを保証しません。言い換えれば、収穫増の恩恵の連鎖や網の目から誰かがこぼれ落ちる（あるいは排除される）可能性があります。そうでなければ、どうして都会で人が凍死したり餓死したりするでしょうか。

そのような場合、Aさんの土地の私有化は、それによって利用可能な資源が増えない人（Zさん）に対して、私有財産成立の付帯条件を満たしていません。Zさんは、Aさんの土地から排除されるという損害を被っているだけなのです。その限り、Aさんの土地の私有化は許されません。ですから、もしAさんの土地の私有化が正当であるべきならば、Zさんのような人が存在しないこと、あるいはZさんにとっても利用可能な資源を増やすことが必要です。

これは、私有財産というものに、一定の社会的責任を負わせることになります。Aさんが土地を私有化し、Bさんが土地を私有化し、Cさんも土地を私有化し……そうしてNさんが最後の土地を私有化したとしましょう。そのとき、AさんからNさんまでの土地の私有化によって増加した the common stock of mankind のおかげで他の人たちの生活も向上するのであれば、幸せな状況でしょう。しかし、もしZさんが凍死したり餓死したりするならば、AさんからNさんまでが土地を私有化する前の自然状態に較べてZさんの状況は悪化しています。それは恐らく自然の結果ではなくして、人為の結果でしょう⁹²。そのような場合、私有財産成立の付帯条件は、AさんからNさんまでがZさんをその窮状から救うこと、つまりZさんが the common stock of mankind を利用できるように配慮することを要求します。そして恐らくOさんからYさんまでの中でも the common stock of mankind を豊かに享受している人たちにも同じことを要求するでしょう。AさんからNさんまでの土地所有が正当なものでないならば、そこから得られる収穫に対する私有財産権も正当ではなく、その収穫を交換によって得たOさんからYさんまでの私有財産権も不正を前提とし、不正に基づいたものだからです⁹³。

⁹² もちろん理論的には、AさんからNさんまでが土地を私有化する前の自然状態においてZさんが凍死したり餓死したりする可能性もある。

⁹³ 私有財産の不正性はいわば感染する。Aさんの物をBさんが盗み、その盗品をBさんからC

この論点は、私有財産論としては意外に思われるかもしれませんが、ロックの解釈としては当然期待されるような内容です。というのは、ロックの政治思想の中には、有名な「慈愛 (charity) の原理」というものがあるからです。『統治論』第1篇の中で、ロックは次のように述べています。

したがって、いかなる人も土地その他の物の所有権によって、他人の生命に対する正当な権力をもつことはありえない——財産のある人間にとって、自らの豊富な持ち物の中から救済を与えないで、同胞を死なせることは、常に罪となるからである。正義の原理によって、人は自分の正直な勤労の成果に対する権利、および祖先が正当に得た財産を受け継ぐ権利が認められる——同じように、慈愛の原理によって、人は、他に生存の手段がない場合に、他人の豊富な財産から、自分が極端な欠乏状態を回避するのに必要なだけのものを要求する権利が認められる。（『統治論』第1篇42節7～15行）

「市民政府論」の中にも同様な記述があります。

すべての人は、自らの生命を保持する義務があり、気ままに生命を絶ってはならない——同様な理由によって、自分の生命の維持と衝突しない場合には、他の人たちの生命もできる限り保持すべきである。（6節19～22行）

つまり、慈愛の原理によって、すべての人は生存権が保障されるわけです。ただし慈愛の原理については、注意しておくべき点が2つあります。第1に、『統治論』第1篇42節の文脈が示唆するように、慈愛の原理は、ロックのキリスト教信仰に由来するよう思われます。ですから、慈愛の原理は、キリスト教の信仰を共有しない人にとっては説得力をもちません。既に第1章第2節の中ほど（26頁）および注17でも述べたように、私は、キリスト教の信仰を共有しない人とも共通の地盤に立って議論するという観点から、キリスト教の信仰を前提しない世俗的な解釈をとりたいと思います。第2に、慈愛の原理は、正義の原理と明確に区別されています。それゆえに慈愛の原理は、政治が強制力をもって実現すべき正義の問題ではなくて、個人の道徳（良心）の問題であると解

さんが買った場合、たとえその物が盗品であることをCさんが知らなかったとしても、Cさんの所有が不正性を完全に免れるわけではない。もちろん、この盗品に関してBさんの所有の不正性とCさんの所有の不正性が同じでないことは言うまでもない。

積することもできます。つまり、自由主義の伝統に沿う形で、政治は個人に道徳を強制すべきではないという解釈をすることもできます。そうするとやはり、慈愛の原理は名目だけのものに、政治哲学上は骨抜きになります。

それに対して、私が上で私有財産成立の付帯条件に関して論じてきたことは、慈愛の原理が要求するのとほぼ同様なことを、信仰の問題や個人道徳の問題としてではなく私有財産の正当性という正義の問題として要求できるという点に意義があります。

第2節 私有財産の範囲条件

それでは、いよいよ最後に、私有財産の範囲条件——腐らせずに利用できる範囲内——について検討します。まず、この条件について述べるロックの言葉を整理しておきましょう。

「神はわたしたちにすべてのものを豊かに与えてくださった」（一テモテ6・17）というのが、靈感によって確証された理性の声である。しかし神はそれを私たちに、どの程度まで与えてくださったのか。私たちがそれを享受する限りである。腐らせる前に生活の便宜のために利用できるだけのもの、それだけのものに対して人は労働によって所有権を得ることができる。それ以上のものはすべて、その人の取り分を越えており、他の人たちのものなのである。人間が腐らせたり駄目にしたりするために神がお作りになったものは何もないからである。（31節5～11行）

しかし、もし所有物が適切に利用されることなく腐ったならば、例えばもしある人の果物や肉が、その人が消費する前に、腐ったならば、その人は共通の自然法を犯したのであり、罰せられるべきである——言い換えれば、その人は隣人の取り分を侵害したのである。というのは、彼は自分の利用にとって必要であり自分の生活に便宜を与えてくれるもの以上には何の権利ももたなかったからである。（37節35～41行）

しかし、もしある人が囲い込んだ土地で草が地上で腐ったり、栽培した果物が収穫も貯蔵もされずに腐ったりしたら、その部分の土地は、囲い込みにもかかわらず、依然として荒蕪地と見なされるべきであり、他の誰が所有してもよいのである。（38節5～9行）

正当な所有権の限界を越えるのは、所有が大きい場合ではなくて、所有物が利用されずに腐る場合である。（46節28～30行）

これらの引用で中心的概念となる言葉は、「享受する (enjoy)、利用する (use)、消費する (spend)」と「腐る (spoil, perish, rot, putrify)、駄目にする (destroy)」です。ロックが言うのは要するに、ものが腐る前に利用しなければならないということですが、どうして腐らせてはいけないのでしょうか。ものが腐ることのどこに問題があるのでしょうか。というのも、食品の中には例えば納豆やヨーグルトのように、腐らせて、つまり発酵させて作るようなものもあるからです。もしロックがこのような発酵食品の製造・消費を否定するのでないならば、腐らせることそのことに問題があるというよりも、腐らせることにも善い腐らせ方と悪い腐らせ方とがあり、ある種の腐らせ方だけが許容されない、と言うべきでしょう。発酵食品の場合には、ものを腐らせることによってそのものの価値を高めています。価値を高めるのですから、この場合、腐らせることは、加工という立派な労働だと考えられます。それとの対比で見れば、許容されない腐らせ方とは、ものの価値を台無しにするような腐らせ方でしょう。それを指し示すのが、「腐る」と並べて使われる、もう1つの言葉「駄目にする」でしょう⁹⁴。ですから、腐らせてはいけないという主張の意味は、ものの価値を駄目にしてはいけないというふうに理解できます (Simmons 1992: 285-86)。

「腐らせる」という言葉をこのように理解した上で、依然として「腐らせない」ということと「利用する」ということとは概念的に異なります。そうすると、私有財産の範囲条件は、この「腐らせない」と「利用する」という2つの要件をどのように満たせばよいのでしょうか。両方の要件を満たす必要があるのでしょうか。それともいずれか1つの要件を満たせば足りるのでしょうか。ロック自身は、これら2つの要件が合致すると考えたようにも思われます。というのは、ロックは次のように述べているからです。

人間の生活に現実に役立つものの大部分、そして生存の必要性から最初の人類が (アメリカ原住民が現在しているように) 追い求めたようなものは、一般的に日保ちのしないものである——そのようなものは、もし利用・消費されない

⁹⁴46節では「ある人の所有物で利用されずに腐ったようなものが1つもない限り、その人は、他人に属する物の一部たりとも駄目にしなかつたのであり、共通の資産を浪費しなかつたからである」というように、同じ点が「浪費する、無駄にする (waste)」という言葉でも表現されている。

場合には、自然に腐ってしまうだろう。(46節1～5行)

つまり、腐らせないためには利用するしかない、ということです。これによって、腐らせないけれども利用もしないという可能性が排除されます。またロックは次のようにも言います。

実際のところ、自分が利用できる以上のものを溜め込むことは、不正直なだけでなく、愚かなことでもあった。(46節16～17行)

権利と便宜は相伴っていた——というのは、人は労働を加えることができるすべてのものに対しては権利を得たように、自分が利用できる以上のものに対しては労働によって得たいという誘惑を何ら感じなかったからである。(51節6～8行)

これらの箇所では、要するに、人間心理の問題として、(腐らせないけれども)利用もしないような私有財産を労働によって獲得する可能性を否定しているわけです。そして私有財産を利用すれば、当然、腐らせないことにもなります。

この状況、つまり権利と便宜が相伴う状況は、ひょっとしたら、幸運な状況であると言えるかもしれません。というのはそのような状況では、一人の人間が利用できる範囲はごく限られているので、ロックが言うように、私有財産権に関してほとんど争いの余地がなかったかもしれないからです(31節11～18行、51節8～10

行)。しかしその場合には、私有財産の範囲条件も不必要になるでしょう。というのは、自分が利用する以上に溜め込むような人がもし一人もいないのであれば、「利用できる範囲内で」という条件は敢えて言う必要がないからです。そのような条件を付ける必要があるのは、利用できる範囲を越えて溜め込むことが可能であり、現実にあるからでしょう。その意味で、「自分が利用できる以上のものに対しては労働によって得たいという誘惑を何ら感じなかった」というロックの言葉は、いささか単純な人間理解であると言わざるをえません。

もちろんロックの人間理解はそこに留まるものではありません。ロックは、「あるとき、自分が必要とする以上にものを持ちたいという(人間的)欲求がものの内在的価値に変更を加えた……別の言い方をすると、腐ることのない一片の黄金が大量の肉や大量

の穀物と同じだけの価値があるということに人間が同意した」と述べます（37節1～6行）。これはどういう意味でしょうか。自分が必要とする以上にものを持ちたいという欲求を人間がもつようになり、その欲求が貨幣を発明したというふうに読むこともできますし、逆に人間が貨幣を発明し、その結果、自分が必要とする以上にものを持ちたいという欲求が生まれたというふうに読むこともできます。どちらが原因でどちらが結果かは分かりませんが、要点は、現実の人間には自分が必要とする以上にものを持ちたいという欲求があるということでしょう。この欲求を理解することは困難ではありません。人は、例えば不測の事態に備えて財産をもちたいと思うでしょう。将来の計画のために財産を蓄えておきたいとも思うでしょう。また財産はある種の権力でもあり、財産があれば、他人との関係において優位に立つことができます。現実には人から様々なものを買うことができます。買わない場合でも、財産があれば信用につながり、より大きな影響力を行使できるでしょう。さらに、財産をもつことは、顕示的消費ともなり、見栄や虚栄心を満たしてくれます。ですから、人間が現実には必要とする以上にものを持ちたいと思うことは、十分に自然なことに思われます。そのような欲求があれば、人間はそれを行動に移すでしょう。つまり、大きな私有財産を獲得するでしょう。

この過程をロックに即して見ておきましょう。ロックは次のように述べます。

もし人が1週間で腐ってしまうスモモを、1年の間食用に供することのできる木の実と交換したならば、その人は誰にも損害を与えなかった、共通の資産を浪費しなかった——その人の所有物で利用されずに腐ったようなものが1つもない限り、その人は、他人に属する物の一部たりとも駄目にしなかったのである。またもしその人が木の実を魅力的な色の金属と交換したり、あるいは羊を貝殻と、羊毛を宝石やダイヤモンドと交換したりして、これらを終生手元に置くとしても、他人の権利を犯したことはない——これら長持ちするものは、好きなだけ溜め込んでもよいのである。（46節19～28行）

つまり、日保ちしないものを長持ちするものと交換して、価値を保存させるのです。これによって、私有財産の蓄積が可能になります。

これで、利用しないけれども腐らせもしないような私有財産が人間心理の問題としても物理的にも可能であることが分かりました。問題は、そのような私有財産が正当かど

うかということです。明らかに46節では、ロックは、そのような私有財産が不正ではないと主張しています。上の引用に続けて、ロックは次のように述べます。

正当な所有権の限界を越えるのは、所有が大きい場合ではなくて、所有物が利用されずに腐る場合である。(46節28～30行)

ここで、私有財産の範囲条件は、「利用する」という要件ではなく「腐らせない」という要件を中心に理解されているように思われます。つまり、腐らせさえしなければ、たとえ利用しなくても、私有財産は正当であるということです。

ひょっとしたらロックは、スモモを木の実と交換した時点で、スモモを利用したのであり、したがってスモモは私有財産として正当であったのだと考えるかもしれません。その場合、スモモが正当な私有財産であったのであれば、それと交換して得た木の実も正当な私有財産なのでしょう。ではこの木の実は、私有財産の範囲条件を満たすのでしょうか——このことが問われるでしょう。というのは、スモモを利用したと言っても、木の実を腐らせたのでは意味がないだろうからです。今の場合、木の実はスモモが形を変えたにすぎず、スモモが交換に利用されたという理由で、木の実が私有財産の範囲条件を免れるわけではありません。ですから、スモモを利用したかどうかは、木の実を利用したかどうか、さらには木の実と交換して得られた魅力的な色の金属を利用したかどうかによって決まります⁹⁵。したがって、もし魅力的な色の金属を利用しなかったならば、スモモを利用したことにもならないでしょう。

上で引用した46節28～30行は、あるいは次のように解釈されるかもしれません。所有物が利用されず腐ったならば、その私有財産は正当ではない。利用されたならば、腐っても腐らなくても、その私有財産は正当である⁹⁶。腐らせなければ、利用しても利用しなくても、その私有財産は正当である。だから、私有財産の範囲条件は、「利用する」という要件と「腐らせない」という要件のいずれかを満たせばよいのである、と。

⁹⁵ 森村は、貨幣の場合と貨幣以外の形で資源をもっている場合とは違い、貨幣は「事実上無限に蓄えることができる」が、貨幣以外の形で資源をもっている場合は「その資源を有効に活用しないことは」私有財産の範囲条件を侵害することになると言う(森村1997:139)。しかし、そのような区別は受け入れられない。

⁹⁶ ただし、利用されたならば、その私有財産は駄目にされなかったのだから、「腐らなかった」と言うのが適切である。その意味で、「腐っても」という選択肢に意味はない。

そもそも、「利用する」という要件と「腐らせない」という要件は、別々の相手に対する義務ではないかと私には思われます。「腐らせない」という要件は、31節11行に「人間が腐らせたり駄目にしたりするために神がお作りになったものは何もない」とあるように、神に対する義務に基づいています。他人との関係においては、資源が豊富で他人の取り分が十分にあるところでは、ある人が手に入れたものをたまたま何かの間違いで腐らせたとしても、それによって他人の取り分が侵害されるとは考えられません。確かに37節では「その人は隣人の取り分を侵害した」（39行）と書いてありますが、それはロックの筆が滑ったのではないのでしょうか。というのは、「隣人の取り分を侵害した」ということの理由として述べられるのは、腐らせた人は腐らせたものに対してもともと権利がなかったということに過ぎないからです（37節39～41行）。つまり、他人がどのように損害を被ったかということの内実がありません（Olivecrona 228; Ashcraft 323）⁹⁷。

他方、38節5～9行は、確かに「腐ったり」という表現こそ使われていますが、意味内容を考えれば、利用しなければならないということに要点があります。38節5～9行をもう1度引用すると、こうです。

しかし、もしある人が囲い込んだ土地で草が地上で腐ったり、栽培した果物が収穫も貯蔵もされずに腐ったりしたら、その部分の土地は、囲い込みにもかかわらず、依然として荒蕪地と見なされるべきであり、他の誰が所有してもよいのである。（38節5～9行）

ここで、草が腐ったり果物が腐ったりすることが意味しているのは、土地が適切に利用されていないということです。そしてその場合には、他人を排除することができない、他人がその土地を自由に利用してよいということが述べられています。この条件は、明らかに他人との関係に関わります。他人による利用を排除できるのは、自分が利用する場合に限られるというのです。実際、自分が利用するのでなければ、他人による利用を排除する理由もあまりないでしょう。この点は、労働による私有財産正当化論の1つの柱である自由の拡張という考えと関係しているように思われます。この考えによれば、

⁹⁷ ただし、自然資源はもともと人類の共有なので、その意味では他人の共有権が侵害されたとは言える。他人の個人的な取り分が減ったとは言えないのである。

私有財産が正当化されるのは、労働によってそれが働いた人の人生設計に組み込まれるからでした。人生設計に組み込まれるとは、その人の人生の中で利用されることを含意しています。ですから、もし私有財産が利用されないならば、それはその人の人生設計に組み込まれていない、むしろ浮いているわけです。もしそうであれば、私有財産正当化の根拠が重要な仕方で掘り崩されることになるでしょう (Simmons 1992: 285)。

以上をまとめれば、こうなります。「腐らせない」という要件は神に対する義務であり、「利用する」という要件は他人との関係において守らねばならない要件です。しかし、もし「利用する」という要件と「腐らせない」という要件とが別々の相手に向けられているならば、他人と神とが別々の存在である以上、この2つの要件は両方とも満たされる必要があるのではないのでしょうか——私にはそのように思われます。

しかしながら、「市民政府論」を読む限り、ロックの公式の立場としては、「腐らせない」という要件だけが私有財産の範囲条件として考えられているようです。46節28～30行は、「利用する」という要件を真の選択肢としては許容していません。というのは、私有財産を利用した場合、その私有財産は腐らなかつたのであり、必然的に「腐らせない」という要件を満たしているからです。したがって、真に意味のある要件は「腐らせない」ということ1つだけなのです。そうすると、どういうことになるでしょうか。ロックの公式の立場としては、私有財産の範囲条件は、「腐らせない」という要件だけが最低水準の要件として考えられています。つまり、腐らせさえしなければ、たとえ利用しなくても、私有財産として認められるわけです。ただし、ロックの思考の中には、もう1つ別の要件——「利用する」——も存在していて、この要件が満たされる場合には、私有財産は強い意味で正当化されます。私有財産の正当性に関して疑いの余地がないわけです。しかし、「利用する」という要件が満たされない場合には、私有財産正当化の根拠が弱くなると考えられます。労働による私有財産正当化の中で自由の拡張という側面が疑わしいものとなるからです。ですから、ロックにおいて、私有財産の範囲条件は、このような2段階で考えられているのです⁹⁸。

⁹⁸ 通常の解釈では、貨幣の導入以前と導入以後という歴史的な2段階として考えられている。貨幣の導入以前には、腐らせないけれども利用もしないということが可能でなかつたので、私有財産は利用しなければならなかつたが、貨幣の導入によって、腐らせないけれども利用もしないということが可能になった、というわけである (マクファーソン: 229～238、Macpherson: 201-211)。しかし、このような解釈は、「利用する」という要件に独自の意義

この最後の点を、私有財産の範囲条件の適用に即して考えてみましょう。ロックの公式の立場は明快です。金銀などの財産を、腐らせない限りたとえ利用しなくても、いくらでも溜め込んでかまわない、というものです。問題になるのは、もう1つの「利用する」という要件のほうです。それというのも、どのようなことが「利用する」ことなのか必ずしも明確ではないからです。ロックはそれを一応、「生活の便宜 (advantage of life)」のために利用することだと説明しています (31節8行)⁹⁹。では、地主が農地を小作人に貸し出した場合、その土地は生活の便宜のために利用されているのでしょうか。たしかに、小作人はその土地を自分の生活の便宜のために利用しています。しかし、地主はその土地を利用しているようには思われません。むしろ、小作人に利用させるということにおいて、自分が利用することを放棄しているように思われます。

ひょっとしたら、地主は、農地を小作人に貸すことが自分の人生設計の重要な一部だと主張するかもしれません。つまり、自分の私有財産を他人に貸して賃料を得ることは、私有財産の正当な利用方法の1つであると主張するかもしれません。例えば、1年間だけ海外に行く人がその間自分の住宅を他人に賃貸して1年後にそれを返してもらうこと、あるいは自転車を作った人がその自転車を1時間いくら、1日いくらで他人に貸すことは、特に不正なこととは思われません。そうすると、地主の場合も、農地を小作人に貸すことは農地の正当な利用法なののでしょうか。もし正当でないとしたら、どこに問題があるのでしょうか。もう1つ例を考えてみると、農場主が労働者を雇って自分の農地で働かせることは、どうでしょうか。この場合には、農場主は、農業生産を小作人に丸投げしているわけではなくて、いくらか農業経営という働きをしているように思われます。つまり、農場主は自分の農地を自分の生活の便宜のために利用していて、それに協力者を募っているにすぎないと解することもできます。そうすると農場主は自分の土地を利用して、もしなにか不正な問題点があるとすれば、それは雇用契約にあるのでしょうか。地主についても同様で、地主は小作地を自分の家計の経営に利用していて、もしなにか不正な問題点があるとすれば、小作契約にあるのでしょうか。確かに、小作契約や雇用契約には大きな問題点がありうるでしょう。というのは、地主と小作

を認めていない。

⁹⁹ 他に *conveniency of life* (36節2行、37節41行、48節25行、51節6行) という表現も用いられる。

人、農場主と労働者は非常に違った立場にいる、つまり交渉力が大きく異なっているだろうからです——一方で、地主や農場主は契約を結ばなくてもなんら困らないでしょうが、小作人や労働者は契約を結ばなければ、路頭に迷ったり飢え死にしたり、そうでなければ犯罪に走らなければならないでしょう。したがって、その契約は、小作人や労働者にとって自由な契約とは言い難いからです。

しかし、もし問題が小作契約や雇用契約にあるのであれば、小作人や労働者の立場を強くして契約内容を公正なものに改善すれば、言い換えれば地代が十分に安く、また賃金が十分に高ければ、問題は解決するはずです。それでも、小作人や労働者は、自分たちが働いているのであって、地主や農場主自身は土地を利用しているわけではないと感じることがありうるでしょう。つまり、地主や農場主が土地を利用しているかどうかに関して意見の一致が見られない、ということは、地主や農場主が土地を利用しているということは客観的な事実としては確立されていないということです。その場合、土地を利用しているという地主や農場主の主張は、根拠が疑わしいものになります。もちろん、ロックの公式の立場では、地主や農場主は土地を自分で利用しなくてもよいわけです。しかし、自分で利用するのでなければ他人を排除するに値しないという考え——「利用する」という要件——には、道徳的に健全な直観が含まれています。

ではもう1つ、工芸品や美術品、貴金属の所有について考えてみましょう。例えば、金の鯨を自宅に飾って喜んでいる場合、それは生活の便宜のために利用されているのでしょうか。ロックの考えでも、貴金属の所有は生活の便宜の域を越えているようです（48節24～26行）。実際、生活の便宜ということで私たちは人間らしい快適な生活を念頭に置くべきです——というのは、それが人間の自由のために必要な私有財産だったからです。とすれば、それは贅沢とは区別されるべきでしょう。したがって、工芸品や美術品は、それが人間らしい快適な生活に必要な範囲内では、利用されている、したがって不正ではないと言えます。しかし、人間らしい快適な生活に必要な範囲を越える限りでは、そのような工芸品や美術品はむしろ贅沢品であり、生活の便宜のために利用されているとは言えません。この場合も、所有者本人は、生活の便宜のために利用しているのだと言い張るかもしれません。しかし、その本人の主張は、根拠が疑わしいと言わざるをえません。

以上、主に2つの場合——地主の場合と、工芸品や美術品や貴金属を所有する場合と——について、私有財産を利用していることになるのかどうかを見てきました。結論としては、どちらの場合も、利用していることにならないのではないか、ということです。そして、もし利用していることにならないのであれば、私有財産正当化の根拠が弱くなります。ただし、私有財産正当化の根拠が弱くなるからといって、直ちに私有財産が正当でなくなるわけではありません。というのは、土地の場合でも、工芸品や美術品、貴金属の場合でも、「腐らせない」という意味では私有財産の範囲条件を満たしていると考えられるからです。また、資源が豊富にある状況では、たとえものを腐らせたとしても、そのことによって他人の取り分が減るとは考えられないように、自分で利用しないものを私有財産として占有したとしても、そのことによって他人の取り分が減るとは考えられないからです。しかし、資源が希少な状況では、自ずから話が異なってくるでしょう。そのような状況では、利用されていると認められない私有財産は、たとえ「腐らせない」という意味で私有財産の範囲条件を満たしているとしても、そもそも私有財産正当化の根拠が疑わしく、他人を排除するに値しないと考えられます。ですから、他人による利用がより容易に認められるべきでしょう。

結論

以上第1章から第3章まで、以下のような問題について議論してきました。

第1章 (1) すべての物が人類の共有物であったとはいかなる意味であり、私的所有権とは何を意味するのか。および(2) 自己所有権は正当か。

第2章 なぜ労働が私有財産を成立させることになるのか。労働とは何か。

第3章 (1) 私有財産成立の付帯条件は守られているのか。および(2) 私有財産の範囲条件は守られるのか。利用するとはいかなることか。

第1章ではまず、私有財産の成立以前にはすべての物が人類の共有物であったとロックが言うとき、それは消極的共有（や無主の状態）ではなくて、積極的共有——つまりすべての人がすべての物に対して財産権をもつ状態——を意味しているということを論じました。また、ロックが私的所有権と言うとき、そこには専有権、使用权、管理権、収益権、譲渡権、保証権、残基性が含まれていること、相続可能性と無期限性についても一応ロックの公式の立場としては認められていると思われることを確認しました。自己所有権に関しては、まず "Person" が人格ではなくて身体を意味することを論じました。その上で「自己所有権」という表現が矛盾ではなく、自分にとって自分の身体がもつ特異な性格に鑑みて自分の身体を自己と呼ぶこと、したがって自分の身体を所有する権利を自己所有権と呼ぶことが不適切ではないことを主張しました。さらに第1章の補論では、ロックの「市民政府論」の解釈の問題を離れても、私有財産成立以前の状態は無主の状態というよりも積極的共有と考えるほうが合理的であるということを論じました。

第2章では、労働が私有財産を生み出す根拠として、一体化や功績や効用ではなくて、価値の創造と自由の拡張とが認められることを論じました。つまり、労働した人が創造する価値に対する所有権が自然の素材に対する人類の共有権を凌駕すること、および私有財産が個人の自由の実現のために必要であるということを論じました。しかもこの両方の契機が、労働の言わば客観的側面と主観的側面として、私有財産の正当化のために必要であることを主張しました。

第3章では、まず私有財産成立の付帯条件に関して厳格な解釈と緩やかな解釈を区別

し、再生可能な資源の場合には厳格な解釈によって、また有限な資源の場合には緩やかな解釈によって私有財産成立の付帯条件を満たせばよいということを論じました。特に後者の場合、これは、私有財産が生産性の向上を通して他人にも利用可能な資源を増やさなければ（少なくとも減らしては）ならない、という意味になります。その結果、もし仮に私有財産による生産性の向上の恩恵からこぼれ落ちる他人がいた場合、私有財産を享受している人たちはその他人も恩恵に与えるように配慮する必要がある、と私は主張しました。次いで私有財産の範囲条件に関しては、「利用する」という要件と「腐らせない」という要件のうち、ロックの公式の立場としては「腐らせない」という要件が私有財産の範囲条件として考えられているということを確認しました。と同時に、ロックの思考の中には「利用する」という別の要件も存在していて、利用される場合には私有財産が強い意味で正当化されるが、利用されない場合には私有財産正当化の根拠が弱くなるということを論じました。

以上をふまえてロックの私有財産論をまとめれば、次のようになります。私有財産が生まれる以前の状態は、積極的共有の状態でした。そこから私有財産を成立させるには、すべての人を説得できるだけの合理的な根拠が要ります。それが、労働した人が創造する価値に対する所有権が自然の素材に対する人類の共有権を凌駕するということと、労働が加えられた物が労働した人の人生設計に組み込まれ、その人の自由の実現にとって不可欠なものになるということでした。しかしながら、これだけではまだ十分ではありません。私有財産論が十分な説得力を持ちうるために、ロックは2つの制約を課しました。1つ目の私有財産成立の付帯条件は、要するに、私有財産が他人にも利用可能な資源を減らしてはならないということでした。これは、私有財産を円満に成立させたいロックにとっては欠くことのできない条件でしょう。もう1つの私有財産の範囲条件は、神に対する義務である「腐らせない」という要件と、他人に対する義務である「利用する」という要件に分かれ、ロック自身の思考の中に2つの流れが並存しています。ロックの公式の立場としては、「腐らせない」という要件が私有財産の範囲条件として理解されますが、もう1つの「利用する」という要件も、ロックの私有財産論にとって相当に重要なものと考えられます。それは、「利用する」ことが、私有財産の根拠を構成する自由の拡張と関係してくると思われるからです。

このようなロックの私有財産論は、基本的に、私有財産を正当化し擁護する理論です。にもかかわらず、私有財産成立の付帯条件は、私有財産の恩恵から誰もこぼれ落ちないことを要求し、また私有財産の範囲条件は、不必要に大きな財産に対してその正当性の根拠が弱いことを認めます。その意味で、ロックの私有財産論は、非常に抑制の利いた私有財産正当化論であると言えるでしょう。

参考文献

- 浅野幸治、「労働による私有財産——ロックの私有財産論の再検討」、『中部哲学会年報』第35号（2003年）、1～16頁。
- アリストテレス（山本光雄訳）、『政治学』、岩波文庫、1961年。
- （高田三郎訳）、『ニコマコス倫理学 上』、岩波文庫、1971年。
- ハンナ・アレント（志水速雄訳）、『人間の条件』、ちくま学芸文庫、1994年。
- 一ノ瀬正樹、『人格知識論の生成——ジョン・ロックの瞬間』、東京大学出版会、1997年。
- マックス・ヴェーバー（大塚久雄訳）、『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』、岩波文庫、1989年。
- ジョナサン・ウルフ（森村進・森村たまき訳）、『ノージック——所有・正義・最小国家』、勁草書房、1994年。
- 大河内一男編、『アダム・スミス（世界の名著 第37巻）』、中央公論社、1980年。
- 大槻春彦編、『ロック、ヒューム（世界の名著 第32巻）』、中央公論社、1980年。
- 大沼、藤田編、『国際条約集 2001年版』、有斐閣、2001年。
- 加藤尚武、『環境倫理学のすすめ』、丸善ライブラリー、1991年。
- 、『応用倫理学のすすめ』、丸善ライブラリー、1994年。
- カント（篠田英雄訳）、『道徳形而上学原論』、岩波文庫、1976年。
- ジョン・グレイ（藤原・輪島訳）、『自由主義』、昭和堂、1991年。
- G・A・コーエン（松井・中村訳）、『自己所有権・自由・平等』、青木書店、2005年。
- 国立社会保障・人口問題研究所編、『人口の動向 日本と世界——人口統計資料集 1999』、厚生統計協会、1999年。
- 国連人口基金編、『世界人口白書1999年 世界人口60億：選択の時』、世界の動き社、1999年。
- 下川潔、「リベラリズムとリバタリアニズムにおける労働所有権論——原理的批判の試み」、『中部大学国際関係学部紀要』第5号（1989年）、1～22頁。
- 、『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』、名古屋大学出版会、2000年。
- シュレーダー＝フレチェット（京都生命倫理研究会訳）、『環境の倫理 下』、晃洋書房、1993年。
- 新共同訳、『聖書』、日本聖書協会、1987年。
- 竹内靖雄、『経済倫理学のすすめ——「感情」から「勘定」へ』、中公新書、1989年。
- 立岩真也、『私的所有論』、勁草書房、1997年。
- 永井道雄編、『ホップズ（世界の名著 第28巻）』、中央公論社、1979年。
- ロバート・ノージック（嶋津格訳）、『アナキー・国家・ユートピア——国家の正当性とその限界』、木鐸社、1998年。

- ギャレット・ハーディン（桜井徹訳）、「共有地の悲劇」、シュレーダー＝フレチェット（445～470頁）に所収。
- アイザイア・バーリン（生松敬三他訳）、『自由論』、みすず書房、1971年。
- 福沢諭吉、『学問のすゝめ』、岩波文庫、1978年。
- ベンジャミン・フランクリン（渡辺利雄訳）、「自伝」、松本（65～204頁）に所収。
- トマス・ホッブズ（永井・宗片訳）、「リヴァイアサン」、永井（43～524頁）に所収。
- ホメロス（松平千秋訳）、『イリアス 上』、岩波文庫、1992年。
- C・B・マクファーソン（藤野渉他訳）、『所有的個人主義の政治理論』、合同出版、1980年。
- 松本重治編、『フランクリン ジェファソン マディソン他 トクヴィル（世界の名著 第40巻）』、中央公論社、1980年。
- カール・マルクス（長谷部文雄訳）、『賃金・価格および利潤』、岩波文庫、1981年。
- 森村進、『財産権の理論』、弘文堂、1995年。
- 、『ロック所有論の再生』、有斐閣、1997年。
- 、『自由はどこまで可能か——リバタリアニズム入門』、講談社現代新書、2001年。
- ジョン・ロック（鶴飼信成訳）、『市民政府論——市民政府の真の起源、範囲および目的について』、岩波文庫、1968年。
- （宮川透訳）、「統治論」、大槻（189～346頁）に所収。
- （伊藤宏之訳）、『全訳 統治論』、柏書房、1997年。
- （大槻春彦訳）、『人間知性論』、岩波文庫、1997年。
- 鷺田清一、「所有と固有（上）——ジョン・ロックの《所有》論をめぐる」、『季刊 iichiko』第29号（1993年秋）、81～85頁。
- 、「所有と固有（下）——ジョン・ロックの《所有》論をめぐる」、『季刊 iichiko』第30号（1994年冬）、90～106頁。
- Ashcraft, Richard ed. *John Locke: Critical Assessments*. Volume III. London: Routledge, 1991.
- Becker, Lawrence C. "The Labor Theory of Property Acquisition." *Journal of Philosophy* 73 (October 1976): 653-64.
- . *Property Rights: Philosophic Foundations*. London: Routledge & Kegan Paul, 1977.
- Buckle, Stephen. *Natural Law and the Theory of Property: Grotius to Hume*. Oxford: Clarendon Press, 1991.
- Cohen, G. A. *Self-Ownership, Freedom, and Equality*. Cambridge: Cambridge University Press, 1995.
- Day, J. P. "Locke on Property." *Philosophical Quarterly* 16 (1966): 207-20.
- Feinberg, Joel. *Social Philosophy*. Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice Hall,

- 1973.
- Gaus, Gerald F. *Social Philosophy*. Armonk, New York: M. E. Sharpe, 1999.
- Honoré, Tony. *Making Law Bind: Essays Legal and Philosophical*. Oxford: Clarendon Press, 1987.
- Lloyd Thomas, D. A. *Locke on Government*. London: Routledge, 1995.
- Locke, John. *An Essay Concerning Human Understanding*, ed. P. H. Nidditch. Oxford: Oxford University Press, 1979.
- . *Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett. Cambridge: Cambridge University Press, 1988.
- Macpherson, C. B. *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke*. Oxford: Oxford University Press, 1962.
- Munzer, Stephen R. *A Theory of Property*. Cambridge: Cambridge University Press, 1990.
- Narveson, Jan. *The Libertarian Idea*. Philadelphia: Temple University Press, 1988.
- Olivecrona, Karl. “Appropriation in the State of Nature: Locke on the Origin of Property.” *Journal of History of Ideas* vol. 35, no. 2 (April-June 1974): 211-30. Reprinted in Ashcraft: 308-26.
- Pufendorf, Samuel. *De Jure Naturae et Gentium Libri Octo*. Vol. II. Trans. by C. H. Oldfather and W. A. Oldfather. Oxford: Clarendon Press, 1934. Repr. Buffalo, New York: William S. Heim & Co., 1995.
- Simmons, John. *The Lockean Theory of Rights*. Princeton: Princeton University Press, 1992.
- . *On the Edge of Anarchy: Locke, Consent, and the Limits of Society*. Princeton: Princeton University Press, 1993.
- Tully, James. *A Discourse on Property: John Locke and his Adversaries*. Cambridge: Cambridge University Press, 1982.
- . *An Approach to Political Philosophy: Locke in Contexts*. Cambridge: Cambridge University Press, 1993.
- Waldron, Jeremy. “Enough and as Good Left for Others.” *Philosophical Quarterly* 29 (1979): 319-28.
- . *The Right to Private Property*. Oxford: Clarendon Press, 1988.
- Wolff, Jonathan. *Robert Nozick: Property, Justice and the Minimal State*. Stanford, California: Stanford University Press, 1991.
- Yolton, J. W. *Locke and the Compass of Human Understanding*. Cambridge: Cambridge University Press, 1970.

豊田工業大学ディスカッションペーパー 2006年第1号

発行日 2006年3月10日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: asano@toyota-ti.ac.jp

印刷 豊田工業大学印刷部
